

和東町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

和 東 町

目次

第1章 計画策定の基本事項	1
1 策定の背景	1
①国の子育て支援の動向	1
②和東町の子育て支援	2
③次世代育成支援対策推進法等の一部改正	2
2 策定趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
①計画の法的根拠	4
②計画の位置づけ	4
4 策定期間及び計画期間	5
5 策定体制	5
①子ども・子育て会議の設置	5
②保護者アンケートの実施	6
6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	7
①新制度の目的	7
②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要	7
③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定	8
第2章 子どもと子育て支援の現状	10
1 人口、児童数に関する動向	10
①総人口	10
②子どもの人数	11
2 世帯・就労に関する動向	12
①子どものいる世帯	12
②生活保護世帯	12
3 子育て支援の現状	13
①教育・保育の利用状況	13
②子育て支援活動と利用状況	14
③母子保健事業の実施状況	15
④子育て支援医療費助成制度	15
⑤小学生・中学生の状況	16
4 子育て支援の評価・期待（保護者意向）	17
第3章 子ども・子育て支援の理念	20
1 子ども・子育て支援の理念	20
2 事業体系	21

第4章 子ども・子育て支援事業の推進	22
1 教育・保育提供区域の設定	22
①教育・保育提供区域の定義	22
②教育・保育提供区域の設定	23
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	24
①教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保及び実施時期	24
②教育・保育の量の見込みの考え方	25
③地域型保育事業の認可に係る需給調整の考え方	26
④教育・保育の一体的提供の推進	26
⑤産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	27
⑥幼児期の学校教育・保育の質の確保（和束保育園の質の確保）	27
3 地域子ども・子育て支援事業の提供	29
①利用者支援事業	29
②地域子育て支援拠点事業	29
③妊婦健診事業	30
④乳児家庭全戸訪問事業	30
⑤養育支援訪問事業	31
⑥子育て短期支援事業	31
⑦一時預かり事業	32
⑧延長保育事業	32
⑨病児保育事業	33
⑩子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）	33
⑪放課後児童健全育成事業	34
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	34
⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業	34
4 子どもに関する専門的な支援の充実	35
4-1 児童虐待防止対策の充実	35
①児童虐待防止対策の実施	36
4-2 障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援	37
①障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援	38
4-3 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実	40
①子育て・生活支援の実施	40
②就業支援の実施	40
③経済支援の実施	41
4-4 仕事と家庭の両立支援	42
①住民に対する意識啓発	42

第5章 次世代育成の推進	44
1 家庭の子育て支援の推進	44
①子育て相談、情報提供の充実	45
②母子の健康の確保	46
③食育の推進	47
④小児医療体制の実施	48
2 親と子が共に学び育つ環境づくり	51
①学校教育の充実	52
②家庭と地域の教育力向上	54
3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり	56
①子どもの交通安全を確保するための活動	57
②子どもを事件や災害の被害から守るための活動	57
③各種手当・費用助成の実施	58
 第6章 計画の推進	 61
1 計画の推進体制	61
2 計画の点検・評価・改善	62
 参考資料	 63
1 諮問	63
2 答申	64
3 和束町子ども・子育て会議条例	65
4 和束町子ども・子育て会議委員名簿	67
5 計画策定経過	68
6 用語説明	69
7 少子化対策に関連する主な法律等	71

第1章 計画策定の基本事項

1 策定の背景

①国の子育て支援の動向

- 平成元年の「1.57ショック（注¹）」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。
- 平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取組が展開されました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。
- それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取組でした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。
- 新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。
- さらに、平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が平成27年度から施行されることになりました。

【子ども・子育て支援新制度の3つの柱】

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

注¹ 1人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の1966年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

②和東町の子育て支援

- 平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務づけられました。（計画は、次世代育成支援対策推進法の10年間（平成17～26年度）を前期5年、後期5年で区分して策定）
- この法律に基づき、和東町（以下「本町」という。）では、平成17～21年度の前期5年間の次世代育成支援行動計画を策定しました。さらには、前期計画が最終年度を迎えた平成22年度、後期5年間（平成22～26年度）の和東町次世代育成支援行動計画（後期計画）（以下「次世代後期計画」という。）を策定、次世代育成支援策の一層の推進を図りながら現在に至っています。
- この間、次世代後期計画の着実な推進とともに、少子化が進む中で適切な教育・保育環境の充実を図るため、次のような取組も進めてきました。

平成4（1992）年	西和東・中和東・東和東・湯船の4小学校を統合、和東小学校開校
平成10（1998）年4月	わづか児童クラブ 開設（於 体験交流センター）
平成13（2001）年3月	湯船保育園 休園（和東保育園に統合）
平成14（2002）年4月	子育て支援センター 設置
平成15（2003）年1月	一時保育事業 開始
平成19（2007）年3月	東保育園 休園（和東保育園に統合）
平成22（2010）年9月	わづか児童クラブ 和東小学校内へ移転
平成24（2012）年5月	わづかおもちゃ図書館 設置

③次世代育成支援対策推進法等の一部改正

- 次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間の時限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及啓発、女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。
- こうした状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。
- また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら3つの改正法は平成26年4月に公布されました。（母子及び寡婦福祉法は、平成26年10月1日から母子及び父子並びに寡婦福祉法として施行されます。）

2 策定趣旨

- 新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。
- 本町では、近年の法制度の動向を踏まえ、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、町全体で子育てを支える取組の充実を目指し、子ども・子育て支援法に規定されている「和東町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。
- また、子ども・子育て支援法には規定されていない項目で、かつ、本町の子ども・子育て支援に必要な施策については、改正次世代育成支援行動計画の趣旨に基づく施策として、本計画に定めます。

（参考）子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（内閣府「基本指針（案）」の要約）

（参考）次世代育成支援対策推進法の改定概要

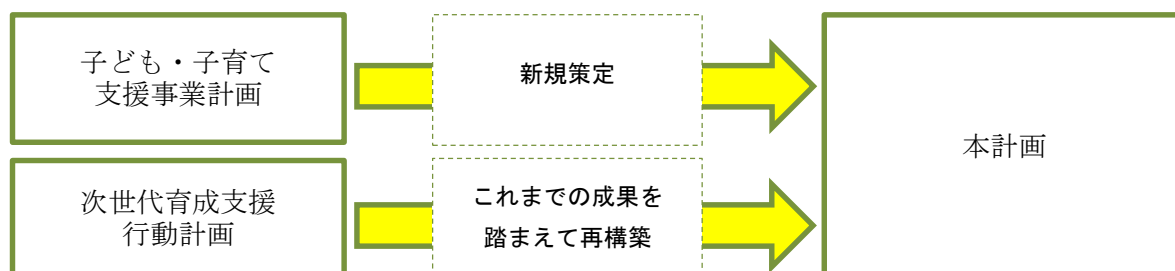
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

（厚生労働省資料）

3 計画の位置づけ

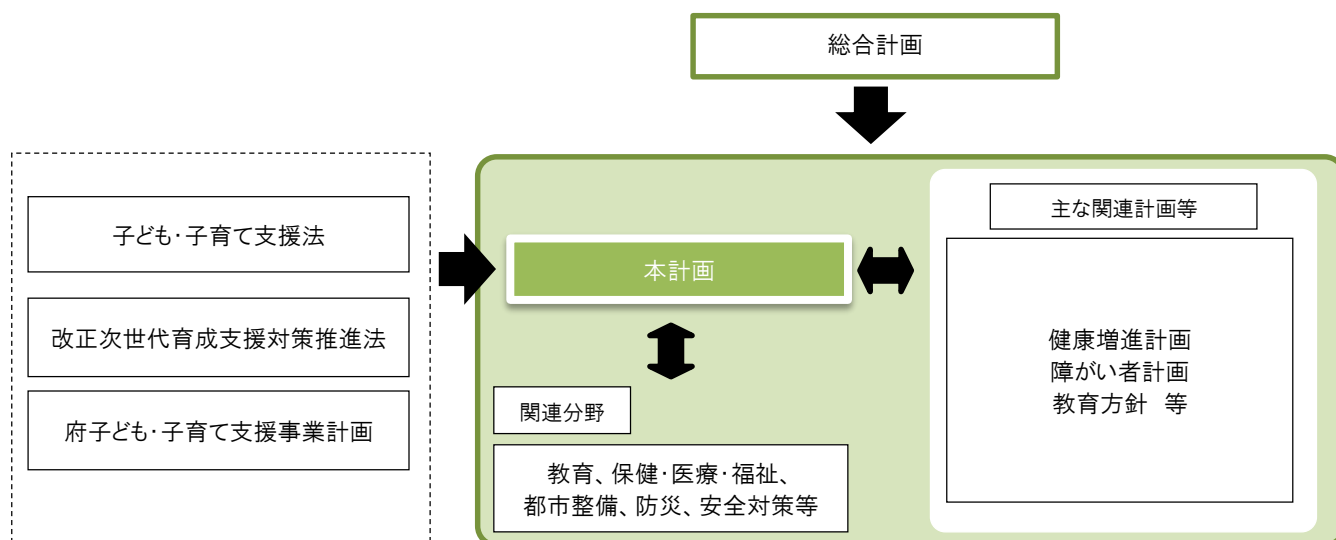
①計画の法的根拠

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- 本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。



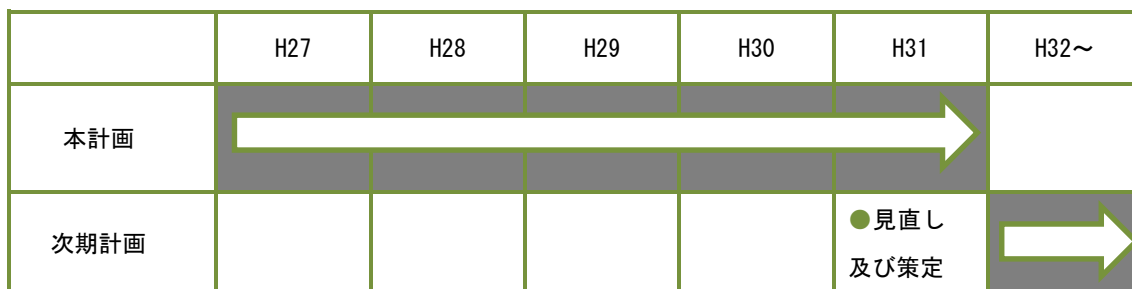
②計画の位置づけ

- 本計画は、和東町第4次総合計画における「和東を担う次世代の人づくり協働プログラム」のひとつである、子育て支援分野の計画にあたります。
- 本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、京都府子ども・子育て支援事業計画、本町の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。
- 本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育てで家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



4 策定期間及び計画期間

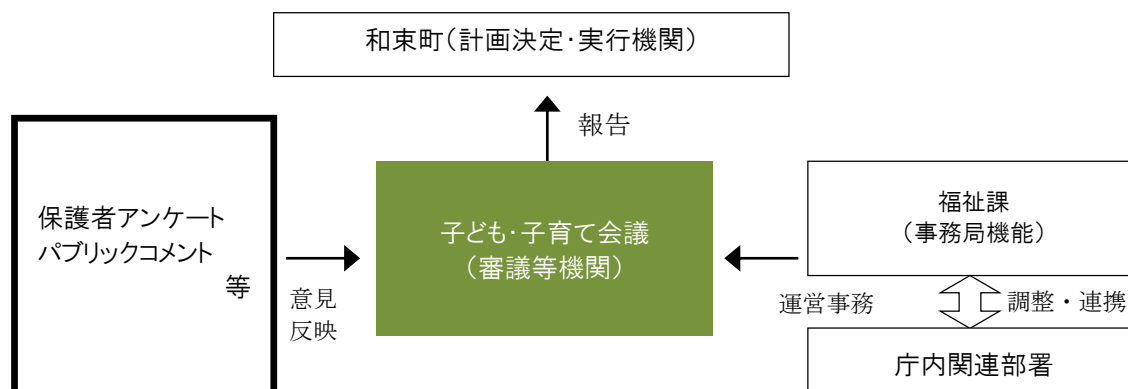
- 本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- 計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。



5 策定体制

①子ども・子育て会議の設置

- 本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「和東町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



●第1章 計画策定の基本事項●

②保護者アンケートの実施

○ 本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施しました。

①子ども・子育て支援事業計画で定める各事業の基礎データを得ること。

②就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

○ アンケートの実施概要は次のとおりです。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前	137 票	77 票	56.2%
	小学生	181 票	115 票	63.5%
対象者	就学前児童、小学生の全数			
調査期間	平成 25 年 11 月 22 日 ～ 平成 25 年 12 月 6 日			
調査方法	就学前児童は保育園の配布・回収（通園児以外は、郵送配付・郵送回収） 小学生は学校配付・回収（和束小以外は、郵送配付・郵送回収）			

（参考）就学前児童の保護者用アンケート調査票（表紙）

**子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート
ご協力をお願い**

<就学前児童の保護者の皆様>

日頃から市民の皆様には、町政の運営にご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、国では平成 24 年 8 月に制定した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、新しい制度による子育て支援を進めようとしています。これを受けて市町村では、平成 27 年 4 月からの事業開始に向けて「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
本町では「和束町子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を策定するにあたり、保護者の皆様のご意見を計画に反映させるためにこの調査を実施します。
お子さんが複数いらっしゃるご家庭には、複数回の調査票が届きます。お手数ですが、それぞれのお子さんの状況について、お子さんの人数分を記入してください。
なお、ご回答いただいた調査内容は、本町の計画及び事業実施に利用させていただくものです。回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。
ご多忙のことは存じますが、調査の趣旨をご理解の上、期日までにご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 11 月
和 束 町

【ご記入にあたってのお願い】

1. お子さんの保護者の方が無記名でご回答ください。（調査票に氏名を書く必要はありません。）
2. 回答は、封筒のあて名のお子さんについてご記入ください。（ことわりのある場合を除く）
3. 回答は、選択肢に○をつける場合と、数字を記入する場合があります。
 - ①選択肢の場合：選択する数が設問によって異なりますので注意書きに従ってください。
「その他」には（ ）内に具体的な内容を記入してください。
 - ②数字の場合：必ず 24 時間制（例：午後 6 時～18 時）で記入してください。
4. 設問によって回答する方が限定される場合があります。ことわり書きや矢印に従ってください。
なお、特にことわりがない場合は、次の設問へお進みください。
5. ご記入が済みましたら、お手数ですが同封の返送用封筒に入れてご返函ください。

投函（提出）期限 12 月 6 日（金）

◎本調査への質問または不明な点については、下記までお問い合わせください。

和束町福祉課 担当（中嶋、小川）
電話：0774-78-3001（代表） F A X：0774-78-2799
Eメール：wazuka@town.wazuka.lg.jp
（開庁日時：月～金曜日（祝日を除く）8 時 30 分～17 時 15 分）

6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

①新制度の目的

- 本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行（新制度スタート）

②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

- 市町村は「ア 子ども・子育て支援給付」と「イ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

ア 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※（ア）施設型給付（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付する。認定区分は以下のとおり。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

イ 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 延長保育事業 |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | ⑨ 病児保育事業 |
| ③ 妊婦健診事業 | ⑩ 子育て援助活動支援事業 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | (就学児対象のファミリー・サポート・センター) |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ⑪ 放課後児童健全育成事業 |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑦ 一時預かり事業 | ⑬ 本制度への多様な主体の参入を促進する事業 |

③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

- 事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）
- 本計画では「必須記載事項」「任意記載事項」の両事項を定めます。

【必須記載事項】

項目	内容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

●第1章 計画策定の基本事項●

【任意記載事項】

項目	内容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

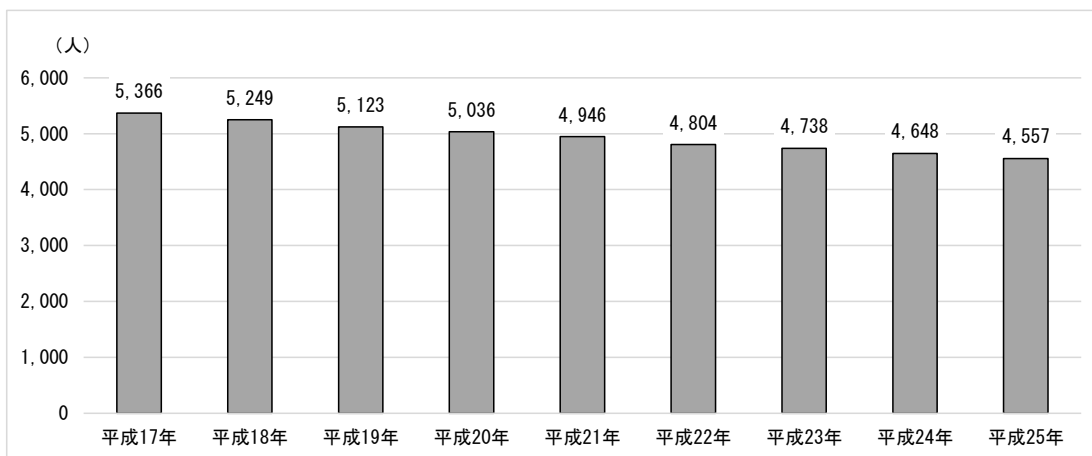
第2章 子どもと子育て支援の現状

1 人口、児童数に関する動向

①総人口

○ 本町の総人口は、平成17年以降、年平均で100人ずつ減少しています。

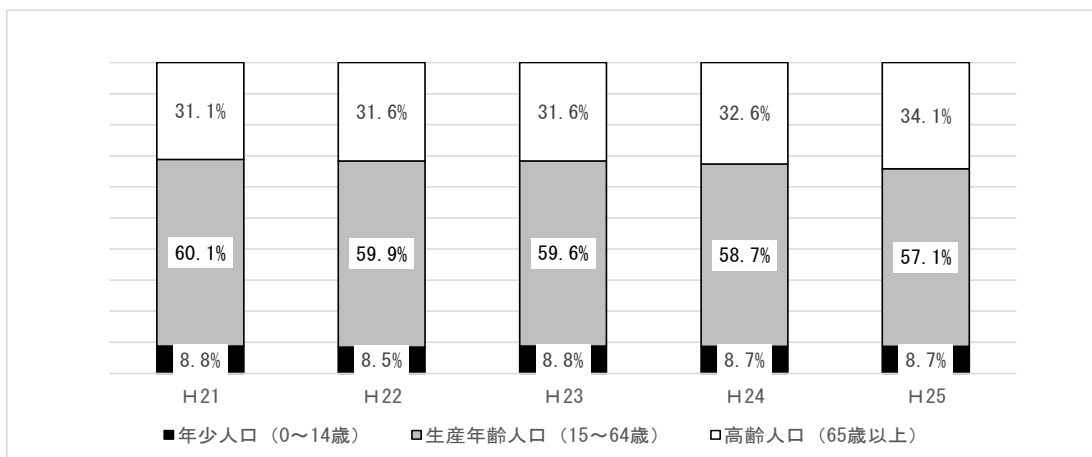
【人口の推移】単位：人



(各年4月1日現在。住民基本台帳)

○ 年齢3区分構成比率で見ると、年少人口(0~14歳)はほぼ変わらないものの、生産年齢人口(15~64歳)は低下し、高齢人口(65歳以上)は徐々に上昇しています。

【年齢3区分構成比率の推移】単位：%



(各年4月1日現在。住民基本台帳)

②子どもの人数

- 本町の出生数は、平成21年以降、年間20人前後です。

【年間出生数の推移】単位：人

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
21	21	19	20	17

(各4/1～翌3/31)

- 平成22～26年までの子どもの人数（児童福祉法で定める18歳未満）をみると、0～5歳（就学前児童）は概ね横ばいです。
- 6～11歳（小学生）、12～17歳（中高生）ではそれぞれ減少傾向がみられます。なお、高校進学のために町外に転出するケースもあります。
- 近年の人口動向に基づく平成27～31年の人口推計（注²）では、年齢によって増減はあるものの、就学前児童、小学生、中高生がいずれも減少する見通しです。（子どものいる世帯の大幅な転入、出生率の上昇など、実績と異なる状況にならない場合の想定）

【子どもの人数の実績と推計】単位：人

		実績					推計				
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳 (就学前)	0歳	18	18	19	20	18	17	16	15	15	13
	1歳	14	25	21	23	18	19	18	17	16	16
	2歳	20	15	28	19	25	19	20	19	18	17
	3歳	28	19	15	31	19	27	21	22	21	20
	4歳	18	31	20	15	28	18	26	20	21	20
	5歳	29	17	29	21	15	28	18	26	20	21
	計	127	125	132	129	123	128	119	119	111	107
6～11歳 (小学生)	6歳	32	30	20	27	20	16	29	19	28	22
	7歳	34	35	29	20	28	20	16	28	19	29
	8歳	35	35	35	29	19	29	20	16	28	19
	9歳	26	36	35	34	29	18	27	19	15	25
	10歳	27	26	37	33	34	29	18	27	19	15
	11歳	36	27	26	36	33	33	29	18	27	19
計	190	189	182	179	163	145	139	127	136	129	
12～17歳 (中高生)	12歳	28	36	27	27	34	32	32	28	17	25
	13歳	38	29	36	27	26	34	32	32	28	17
	14歳	24	37	29	36	26	26	34	32	32	28
	15歳	40	24	38	28	36	26	26	34	32	32
	16歳	43	38	24	35	28	35	25	25	32	30
	17歳	46	43	38	21	35	27	34	24	24	30
計	219	207	192	174	185	180	183	175	165	162	

(実績は各年4月1日現在。住民基本台帳)

注² 国の児童数の推計方法（変化率法）を用いて、平成23～26年（各年4月1日。住民基本台帳）の各年齢の平均変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計。

2 世帯・就労に関する動向

①子どものいる世帯

- 平成22年度国勢調査時点の6歳未満のいる親族世帯数は88世帯（一般世帯総数の5.8%）、18歳未満のいる親族世帯数は91世帯（同19.8%）です。
- 6歳未満のいる親族世帯、18歳未満のいる親族世帯とも、核家族世帯（親と子どものみの世帯）が約4割、核家族以外（主に3世代が同居する世帯）が約6割です。
- ひとり親世帯（母子・父子家庭）は、6歳未満のいる親族世帯で2.3%、18歳未満のいる親族世帯では4.0%となっています。

【子どものいる世帯】単位：世帯

	総数	核家族			核家族以外
		夫婦と子ども	女親と子ども	男親と子ども	
一般世帯総数	1,508	337	99	26	1,046
構成比率	100.0%	22.3%	6.6%	1.7%	69.4%
6歳未満のいる親族世帯数	88	34	2	0	52
構成比率	100.0%	38.6%	2.3%	0.0%	59.1%
18歳未満のいる親族世帯数	298	107	11	1	179
構成比率	100.0%	35.9%	3.7%	0.3%	60.1%

注：核家族以外には、夫婦のみの世帯、非親族世帯、単独世帯が含まれている。（平成22年国勢調査）

- なお、アンケートをみると、お子さんのいる世帯の9割は、祖父母が同居、もしくは近く（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）に住んでいます。

【アンケートでみる「同居・近居の状況」】

- お子さんの祖父母の住まいについて、「近くに住んでいる（同居を含む）」92.2%が最も多くなっています。

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

	合計	近くに住んでいる （同居を含む）	住んでいない
全体	77	71	6
	100.0	92.2	7.8

②生活保護世帯

- 18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯（注³）は、60世帯前後となっています。

【18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯数】単位：世帯

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活保護受給世帯数	58	59	62	55
うち両親世帯数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち母子世帯数	4 (6.9%)	3 (5.1%)	2 (3.2%)	2 (3.6%)
うち父子世帯数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

（各年度末現在。山城南保健所）

注³ 生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。）

3 子育て支援の現状

①教育・保育の利用状況

- 平成26年度現在、町内では和東保育園1か所において、1歳～就学前までの教育・保育を行っています。幼稚園は町内にありません。
- 本町では、3歳になるとほぼ全員が保育園に入所しています。
- 保育園では平成13年度から満1歳児からの受け入れを始めました。平成26年度からは生後6か月児からの受け入れを始めました。なお、第三子以降の保育料は無料です。
- 平成27年度からは保育時間を現行の10時間30分から11時間に拡大する予定です。

【和東保育園の概要】（平成26年度現在）

和東保育園の概要は次のとおりです。

対象	保護者が労働に従事したり、病気などにより家庭において十分保育することができない 1歳～5歳児	
保育時間	平日 午前8時30分～午後4時30分 (希望者のみ早延長保育実施) 早朝 午前7時45分から 延長 午後6時15分まで	土曜日 午前8時30分～午後0時(正午) (希望者のみ早延長保育実施) 早朝 午前7時45分から 延長 午後6時15分まで
定員	180人	
障がい対応	受入れ可(加配対応)	

【保育所の利用者数】単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳(6か月から)	—	—	—	—	—	0
1歳	5	2	5	11	12	6
2歳	15	10	8	17	13	14
3歳	17	26	18	15	27	18
4歳	27	17	28	19	15	27
5歳	31	28	16	27	19	14
計	95	83	75	89	86	79

(各年6月1日現在。福祉課)

<わづかおもちゃ図書館>

- 保育園内に、平成24年5月から、毎週土曜日(祝日・年末年始を除く)、午前10時～午後0時に「わづかおもちゃ図書館」を開館しています。
- 就学前の幼児と障がいのある児童(保護者同伴)が利用することができます。おもちゃで自由に遊んだり、気に入ったおもちゃがあれば借りることができます。

②子育て支援活動と利用状況

(1) 地域子育て支援センター（保育園に併設）

- 和束保育園に平成14年に開所し、月曜日～金曜日（休日・祝日を除く）の8:30～16:30に開館しています。事業内容は次のとおりです。
 - ・園庭開放（未就園児、毎週1回 午前10時～午前11時30分）
 - ・すくすく広場（未就園児とその親、毎週1回 午前10時～午前11時30分）
 - ・一時保育（満1歳～就学前、午前8時30分～午後4時30分（延長あり））

【子育て支援センターの活動状況】単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
園庭開放	年間実施回数	48	47	48	49	70
	延べ利用者数	11	36	15	49	94
すくすく広場	年間実施回数	43	44	44	45	44
	延べ利用者数	356	445	452	841	876
一時保育	年間実施回数	67	114	52	36	38
	延べ利用者数	84	145	67	52	57

（福祉課）

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になった小学校修了前の児童が、一定の期間、養育や保護を受けることができます。
- 本町では、精華町にある「京都大和の家」（社会福祉法人 盛和福祉会）に委託して実施していますが、平成25年度末までの利用実績はありません。

<短期入所生活援助事業（ショートステイ）>

- 児童の保護者の身体上、もしくは精神上または環境上の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、1回の利用につき原則7日以内の範囲で利用できます。

<夜間養護等事業（トワイライトステイ）>

- 児童の保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となる場合、その児童が通所し保育や食事の提供等を受けることができます。利用時間は午後10時まで、または必要に応じて翌朝までで、概ね6か月以内の範囲で利用できます。

③母子保健事業の実施状況

- 周産期及び乳幼児期の保健事業を、次のとおり実施しています。
- なお、幼児歯科健診と乳幼児健康診査を受診していない人には、別な形でフォローしています。

【保健事業の利用状況】単位：人、件、%

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳	年間交付数	24	21	19	24	18
父子健康手帳	年間交付数	未実施	未実施	19	24	18
妊婦健康診査費助成金	受診券発行件数	24	21	19	28	18
新生児訪問	年間実人数	15	23	18	17	15
	延べ実施回数	15	23	18	17	15
乳児健康相談 (月1回)	年間実人数	122	153	133	104	115
	延べ実施回数	12	12	12	12	12
幼児歯科健診	受診児数(延べ人数)	55	46	35	53	57
	受診率	72.4	76.7	68.6	76.8	79.2
乳幼児健康診査 生後3~4か月	受診児数	15	22	22	18	19
	受診率	100	95.6	100	94.7	95.0
生後9~10か月児	受診児数	15	19	17	18	14
	受診率	88.2	90.5	89.5	85.7	77.8
1歳6か月	受診児数	14	16	22	20	20
	受診率	93.3	100	95.6	100	87.0
3歳児	受診児数	17	25	16	16	20
	受診率	85.0	92.6	88.9	84.2	80.0
エンジェル広場(※)	年間実施回数	10	10	10	10	11
	延べ利用者数	111	174	146	132	118

(※) エンジェル広場は、生まれてすぐの赤ちゃん～未就園児のお子さんを対象に、いろんな遊びを通してゆっくりとふれあってもらおう広場。実施日に自由参加。

(福祉課)

④子育て支援医療費助成制度

- 子育て支援医療費助成(京都府及び和東町の助成制度)を実施しています。
- 平成26年度現在、0歳～15歳(中学校卒業)までは入院・通院とも無料(自己負担分の助成)です。

⑤小学生・中学生の状況

(1) 小・中学校の児童生徒数

- 和東小学校、和東中学校の児童生徒数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【小学校、中学校の児童生徒数】単位：人

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
和東小学校	1 年	34	33	27	19	26
	2 年	35	35	34	27	18
	3 年	27	35	35	35	26
	4 年	29	25	36	35	35
	5 年	34	27	27	36	34
	6 年	30	36	27	28	37
	計	189	191	186	180	176
和東中学校	1 年	36	28	32	26	25
	2 年	23	36	28	32	26
	3 年	37	22	36	28	33
	計	96	86	96	86	84

(各年 5 月 1 日現在。相楽東部広域連合教育委員会)

(2) わづか児童クラブ (学童保育)

- 平成 10 年開設、平成 22 年和東小学校内に移転しました。対象は、保護者の就労などにより、放課後に家庭での保育が受けられない小学生 (1~6 年生) です。
- 開設は、月曜日~土曜日、下校時から午後 6 時。小学校休業日 (夏休み等) は午前 8 時から午後 6 時です。平成 24 年度の年間稼働日数は 290 日です。

【学童保育の利用状況】単位：人、%

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
登録者数	14 (5)	4 (0)	10 (3)	2 (0)	2 (2)	2 (1)	34 (11)
登録率	53.8%	22.2%	38.5%	5.7%	5.9%	5.4%	—

※ () 内は夏休みのみの利用

(平成 25 年 8 月現在。相楽東部広域連合教育委員会)

(3) いきいきこども館

- 昭和 53 (1978) 年、和東児童館として設置しました。
- 対象は小学生で、平日・土曜 (年末年始除く) 午前 9 時~午後 5 時に開館しています。
- 児童を心身とも健やかに育成するとともに、基本的人権尊重の精神を育むことを目的として、健全な遊びの場を提供しています。

4 子育て支援の評価・期待（保護者意向）

- アンケートから、本町で暮らす保護者の子育てに係る実態と子育て支援への考え方を把握しました。この結果は、本町の子どもの育ちと子育て支援のキーワードになります。

(1) 子育て意識、子育てのしやすさ

◎子育てを「楽しい」と感じる割合は7割前後
◎「子育てしやすい地区」と感じる割合は6~7割半ば



保護者は現在の子育て環境に一定の評価を与えている。
今後、町全体で、より一層の子育て支援に取り組む。

【アンケートでみる「子育ての意識」】

- 子育ての意識について、楽しい割合（とても楽しい+楽しいの合計）は就学前児童、小学生でいずれも7割前後であり、不安や負担を感じる割合（少し不安、または負担を感じる+とても不安、または負担を感じるの合計）を大きく上回ります。

	合計	とても楽しい	楽しい	少し不安、または負担を感じる	とても不安、または負担を感じる	どちらともいえない
就学前	77	15	42	11	2	7
	100.0	19.5	54.5	14.3	2.6	9.1
小学生	115	15	65	20	3	12
	100.0	13.0	56.5	17.4	2.6	10.4

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「子育てのしやすい環境の評価」】

- 住まいの地区を子育てのしやすい環境について、子育てしやすいと思う割合（子育てしやすいと思う+まあまあ子育てしやすいと思う）は就学前児童で7割半ば、小学生で6割となっており、子育てしやすいと思わない割合（子育てしやすいと思わない+あまり子育てしやすいと思わない）をそれぞれ大きく上回っています。

	合計	子育てしやすいと思う	まあまあ子育てしやすいと思う	あまり子育てしやすいとは思わない	子育てしやすいとは思わない	どちらともいえない	無回答
就学前	77	12	44	13	6	2	0
	100.0	15.6	57.1	16.9	7.8	2.6	0.0
小学生	115	20	50	23	10	8	4
	100.0	17.4	43.5	20.0	8.7	7.0	3.5

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

(2) 子育て支援の基本的な考え方

◎「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が最も多い



子育て支援にあたっては、常に「子どもの目線」「子どもの育ち」を重視する。
それを確保した上で、就労支援、両立支援に取り組む。

【アンケートでみる「町の子育て支援の基本的な考え方」】

- 就学前児童、小学生でいずれも「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」が最も多くなっています。

	合計	親の就労を最優先に考えた子育て支援を充実する	親の就労を優先しつつ、子どもの成長・発達に配慮した子育て支援を充実する	子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する	子どもの成長・発達を最優先に考えた子育て支援を充実する	わからない	無回答
就学前	77	4	10	54	6	3	0
	100.0	5.2	13.0	70.1	7.8	3.9	0.0
小学生	115	1	26	59	17	8	4
	100.0	0.9	22.6	51.3	14.8	7.0	3.5

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

(3) 町の子育て支援への期待

◎「小児救急医療体制の充実」「子育てにおける経済的負担の軽減」「子どもが安心して暮らせる環境整備」への期待が大きい



期待が最も大きい「小児救急医療」は、平成26年4月から体制が整備された。保護者の期待に応えると同時に、町全体で子どもの成長を見守る地域環境の向上のため、住民、学校、関係機関との連携をさらに強めることが重要になる。

【小児救急医療体制の整備】

- 平成25年度末までは、京都府山城南医療圏（木津川市及び相楽郡）内の2病院輪番方式の土・日・祝日の当直による小児救急医療体制でした。
- 平成26年4月からは、山城北医療圏の病院を含めた3病院輪番方式を導入したことにより、平日夜間も含めた小児救急医療の体制が完備しました。

【アンケートでみる「町の子育て支援への期待」】

- 町の子育て支援で特に重要と思う（期待する）ことについて、就学前児童、小学生でいずれも「小児救急医療体制の充実」が最も多く、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」と続きます。
- 1～2歳では「出産や医療に係る費用の負担軽減」もやや多くなっています。

	合計	小児救急医療体制の充実	保育園・放課後児童クラブの充実	保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減	出産や医療に係る費用の負担軽減	子育ての不安や悩みの相談窓口の整備	発達などに関する専門相談体制の整備	道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備	子どもの創造性や感性をのばす教育機会の普及	いじめや差別をなくす取組の推進	親子が安心して集まって交流できる場などの整備
就学前	77 100.0	58 75.3	18 23.4	38 49.4	8 10.4	3 3.9	8 10.4	44 57.1	4 5.2	4 5.2	14 18.2
小学生	115 100.0	74 64.3	12 10.4	39 33.9	20 17.4	6 5.2	6 5.2	71 61.7	18 15.7	14 12.2	7 6.1

注：5%未満の項目（「いきいきこども館の充実」「子育てについて学ぶ機会の促進」「男女が共に子育てに関わるための意識啓発」「出産や妊娠に関する学習機会の促進」）及び「その他」「無回答」は非表示。

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

第3章 子ども・子育て支援の理念

1 子ども・子育て支援の理念

- 本町は、「子どもを育てる父母や、これから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てに誇りと責任を持ちつつ、子育ての喜びを実感できるよう、地域住民はもとより、町全体で支援すること」を理念として、子どもの成長と子育て支援を推進しています。
- 保護者はこれまでの取組に一定の評価をしています。この理念に基づき、その実現に向けてさらに進んでいくことが本町の方向性であると考えます。
- 今後も少子化は進行すると想定されます。そうした時代だからこそ、一人ひとりの子どもの成長・発達を最優先にすることが重要であり、保護者も期待しているところです。
- 平成27年度から始まる、子ども・子育て支援法の趣旨は、「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」であり、「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」です。この法の趣旨も、本町の理念に合致しているといえます。
- 和東町第4次総合計画の目指す子育て支援の姿として「子どもたちが元気にいきいきと育ち、すべての親が安心して子育てができ、地域社会全体で子育てをあたたく見守るまち」を目標像に掲げています。
- 総合計画の分野別計画である本計画はこの目標像を実現するため、これまでの理念を継承しつつ、少子化の中で一人ひとりの子どもの成長・発達を町全体で支援する取組の充実を目指して、基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

あたたかいふれあいの中で、
子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち

2 事業体系

【基本理念】

あたたかいふれあいの中で、子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち

子ども・子育て支援事業の推進	
1 教育・保育提供区域の設定	①教育・保育提供区域の定義 ②教育・保育提供区域の設定
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	①教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保及び実施時期 ②教育・保育の量の見込みの考え方 ③地域型保育事業の認可に係る需給調整の考え方 ④教育・保育の一体的提供の推進 ⑤産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ⑥幼児期の学校教育・保育の質の確保
3 地域子ども・子育て支援事業の提供	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健診事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦一時預かり事業 ⑧延長保育事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（就学児対象ファミリー・サポート・センター） ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業
4 子どもに関する専門的な支援の充実	4-1 児童虐待防止対策の充実 4-2 障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援 4-3 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実 4-4 仕事と家庭の両立支援
次世代育成の推進	
1 家庭の子育て支援の推進	①子育て相談、情報提供の充実 ②母子の健康の確保 ③食育の推進 ④小児医療体制の実施
2 親と子が共に学び育つ環境づくり	①学校教育の充実 ②家庭と地域の教育力向上
3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり	①子どもの交通安全を確保するための活動 ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動 ③各種手当・費用助成の実施

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

①教育・保育提供区域の定義

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。(子ども・子育て支援法第61条第2項)
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。
- 地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。

2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

②教育・保育提供区域の設定

- 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町全域	本町では、少子化の中で子ども同士、親同士の交流機会を増やす必要がある。 一方、仮に区域を分けた場合の新しい施設設置と人員確保は困難である。 よって、現行体制が円滑な新制度導入に最適と考え、「町全域」とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（1～2歳）		
3号認定（0歳）		

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
利用者支援事業	町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおりとする。
地域子育て支援拠点事業		
妊婦健診事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
子育て短期支援事業		
一時預かり事業		
延長保育事業		
病児保育事業		
子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター）		
放課後児童健全育成事業		

2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

①教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保及び実施時期

- 計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制及び実施時期を定めます。

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

(単位：人)

1号認定(3～5歳)	H27	H28	H29	H30	H31
必要利用定員総数(量の見込み)	0	0	0	0	0
提供体制(特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
2号認定(3～5歳)	H27	H28	H29	H30	H31
必要利用定員総数(量の見込み)	70	62	65	59	58
提供体制(特定教育・保育施設)	90	90	90	90	90
3号認定(1・2歳)	H27	H28	H29	H30	H31
保育利用率	78.9%	78.9%	80.6%	79.4%	81.8%
必要利用定員総数(量の見込み)	30	30	29	27	27
提供体制(特定教育・保育施設)	30	30	30	30	30
3号認定(0歳)	H27	H28	H29	H30	H31
保育利用率	35.3%	37.5%	40.0%	40.0%	46.2%
必要利用定員総数(量の見込み)	6	6	6	6	6
提供体制(特定教育・保育施設)	6	6	6	6	6

②教育・保育の量の見込みの考え方

1号認定 2号認定 (3歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳以上の保育園希望率が現在とほぼ同じ (H27-31 95%)、全員を2号認定(保育認定)として見込む。 ● 保育園希望率を100%としない理由はアンケートQ23-1で「町外希望」が若干あるため。また、全員を2号認定(保育認定)とした理由は、アンケートQ23で幼稚園(預かり保育なし)のみの希望者がいないため、幼稚園のみの潜在需要はほぼないと想定する(※アンケートで幼稚園希望と回答した人は、幼稚園預かり保育、保育園、認定こども園のいずれかも同時に希望している)。 ● なお、アンケートQ43(保育園と認定こども園)において「保育園に教育機能を充実」+「認定こども園」が6割を占めることから、保育を前提にした教育機能への期待が高いと想定する。
3号認定 (1~2歳)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1~2歳の保育園希望率がこれまでの実績より高まる(H27-31 80%)と想定し、人数を見込む。 ● その理由は、近年の利用率が概ね上昇傾向であることに加えて、アンケートで町内の保育園希望が高い(Q23で保育園希望率が90~100%、Q23-1で町内希望が94.8%)ことである。
3号認定 (0歳)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度から6か月児からの受け入れを開始しており、平成26年11月現在で5人(うち、1人は12月からの利用)が利用している。 ● この実績と今後のニーズの増加を想定し、各年度の0歳児(出生数)の35~45%程度が利用すると想定する。 ● なお、保育園とは別に、0歳児を含む子育て支援として「エンジェル広場」を実施している(利用者10人/回)。
3号認定の 保育利用率	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針に基づき、3歳未満児の待機児童解消を図る目安として、「保育利用率(満3歳未満児全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合)」を設定する。 ● 本町は待機児童がなく、また、アンケートから保護者意向を勘案した人数を見込んでいることから、保育利用率は推計児童数(0歳、1~2歳)に占める必要利用定員総数(量の見込み)の割合とする。

備考：入所のための保護者の就労要件は緊急性が高いケースを原則とするが、“元の職場に復帰”等で就労が先にあるケースや“預けて働きに出る”ケースなど、これから就労という場合も家庭の状況に応じて対応することもあり得る(現行どおり)。

(参考) 保育園入所率の実績と想定

	実績						推計				
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	—	—	—	—	—	27.8%	35%	35%	40%	40%	45%
1歳	27.8%	14.3%	20.0%	52.4%	52.2%	33.3%	80%	80%	80%	80%	80%
2歳	53.6%	50.0%	53.3%	60.7%	68.4%	56.0%	80%	80%	80%	80%	80%
3-5歳	98.7%	94.7%	92.5%	95.3%	91.0%	95.2%	95%	95%	95%	95%	95%

③地域型保育事業の認可に係る需給調整の考え方

- 教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています。(児童福祉法第34条の15第5項)
- そのため、地域型保育事業の認可申請のある場合は、法に則して、本計画に定める教育・保育提供区域の必要利用定員総数(量の見込み)に基づき、需給調整を行うものとします。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める必要利用定員総数にすでに達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって必要利用定員総数を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがある。)
- 本町では、計画期間内における特定教育・保育施設の提供量がニーズ見込みを上回るため、現状の提供体制によってニーズに応えることが可能と考えます。

※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育

④教育・保育の一体的提供の推進

ア 認定こども園の普及に係る基本的考え方

- 本町では認定こども園を設置する予定はありませんが、現行の保育園1か所体制を継続し、幼児教育機能をできる限り兼ね備えた保育園運営を行っていきます。

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策(より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策)

- 乳幼児期の発達が連続性を有すること、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係機関と連携して取り組みます。

ウ 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

- 将来的に地域型保育事業者が町内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を図ります。

エ 保育園と小学校等との連携

- 本町では、保育園と小・中学校との連携を図っています。今後もさらに連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

⑤産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 保護者が6か月児からの利用を希望する場合、特定教育・保育施設などを円滑に利用できるよう、対象者の利用希望を定期的に把握します。
- 利用希望を踏まえて、特定教育・保育施設の受け入れ体制を計画的に構築します。

⑥幼児期の学校教育・保育の質の確保（和東保育園の質の確保）

- 保育園では保護者会の定期開催のほか、行事や参観後に保護者の感想や意見を聞いて、その意見を反映した運営を行っています。
- 本町では、3歳からほぼ全員が和東保育園に入所するため、和東保育園で過ごす日々が子どもたちの成長・発達に大きな影響を及ぼします。このことは、アンケートで、子育てに大きく影響する環境として「家庭」に次いで就学前児童保護者の7割が「保育園」を挙げていることからわかります。
- 和東保育園では、今後も保護者の意向を把握する機会を十分に設けながら、子どもの成長・発達を重視しつつ、利用者の期待に応えるサービスの改善を進め、より質の高い保育内容の充実を図ります。
- アンケートでは和東保育園の教育機能に関し、「幼稚園のような幼児教育の充実が必要と思う割合（ぜひ必要+どちらかといえば必要）」は、就学前児童で6割強、小学生で5割半ばでした。また、本町に適した「認定こども園」のあり方については、就学前児童、小学生でいずれも「現行の保育園に教育機能を充実させる」が最も多いという結果でした。
- 保護者のこうした意向を踏まえ、町内で唯一の教育・保育施設である和東保育園の役割を考慮し、教育的な機能（カリキュラムなど）の検討を進めます。

【アンケートでみる「子育てに大きく影響する環境」】

- 子育てに大きく影響すると思われる環境について、「家庭」が9割を超えて最も多く、次いで、「保育園」が7割と続きます。

	合計	家庭	地域	幼稚園	保育園	その他
就学前	77	74	39	2	55	4
	100.0	96.1	50.6	2.6	71.4	5.2

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「和束保育園の幼児教育機能について」】

(1) 和束保育園への幼児教育の必要性

- 和束保育園に、幼稚園のような幼児教育の充実が必要と思うかについて、必要と思う割合（ぜひ必要＋どちらかといえば必要）は、就学前児童で6割強、小学生で5割半ばです。

就学前	合計	ぜひ、必要だと思 う	どちらか といえ ば必要 だと思 う	あまり必 要とは思 わない （おおむ ね現状で よい）	必要とは 思わない （現状で よい）	どちらと もいえ ない	無回答
全体	77	21	26	23	4	2	1
	100.0	27.3	33.8	29.9	5.2	2.6	1.3
0歳	16	9	4	3	0	0	0
	100.0	56.3	25.0	18.8	0.0	0.0	0.0
1歳	11	2	4	4	0	1	0
	100.0	18.2	36.4	36.4	0.0	9.1	0.0
2歳	10	1	6	2	0	1	0
	100.0	10.0	60.0	20.0	0.0	10.0	0.0
3歳	16	3	6	5	1	0	1
	100.0	18.8	37.5	31.3	6.3	0.0	6.3
4歳	11	1	2	6	2	0	0
	100.0	9.1	18.2	54.5	18.2	0.0	0.0
5歳以上	12	4	4	3	1	0	0
	100.0	33.3	33.3	25.0	8.3	0.0	0.0

小学生	合計	ぜひ、必 要だと思 う	どちらか といえ ば必要 だと思 う	あまり必 要とは思 わない （おおむ ね現状で よい）	必要とは 思わない （現状で よい）	どちらと もいえ ない	無回答
全体	115	29	36	30	4	13	3
	100.0	25.2	31.3	26.1	3.5	11.3	2.6

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

(2) 和束町に適した「認定こども園」のあり方

- 和束町に適した「認定こども園」のあり方について、就学前児童、小学生でいずれも「現行の保育園に、教育機能を充実させる」が最も多くなっています。

	合計	現行の保 育内容の ままでよ い	現行の保 育園に、 教育機能 を充実さ せる	現行の保 育園を 「認定こ ども園」 にして、 教育機能 をより充 実させる	現時点で は、よく わから ない	無回答
就学前	77	9	31	16	19	2
	100.0	11.7	40.3	20.8	24.7	2.6
小学生	115	23	44	19	25	4
	100.0	20.0	38.3	16.5	21.7	3.5

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

3 地域子ども・子育て支援事業の提供

①利用者支援事業

- 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。平成27年度からの新規事業です。
- 事業は、地域子育て支援センター（1か所）、福祉課の合計2か所で実施します。

	H27	H28	H29	H30	H31
提供実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

②地域子育て支援拠点事業

- 公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 本町では、地域子育て支援センターの園庭開放、すくすく広場（概ね月4回開催）に該当する事業です。
- 平成25年度の実績（すくすく広場の1回約20人、月平均73人日利用）を踏まえ、量の見込みは保育園未利用の1～5歳児全員と0歳の3割が毎回利用し、回数については、H27-29は月5回、H30-31は月6回と想定します。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人回／月）	85	79	73	87	77
提供実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

③妊婦健診事業

- 妊婦が定期的を受診する健診費用を助成する事業です。
- 本町では、京都府医師会等に委託契約等で実施しています。
- 人数の見込みは各年度で見込んだ0歳児全数としました。回数は各年度の受診者数×12回（1人あたり受診回数の平均実績）として算出しました。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（実人数／年）	17	16	15	15	13
同（健診回数 回／年）	204	192	180	180	156
提供量の見込み（実人数／年）	17	16	15	15	13
同（健診回数 回／年）	204	192	180	180	156
実施場所	妊婦さんが希望される医療機関				

※検査項目は、妊婦健診で標準とされている項目を医師会との契約の中で定めて実施。実施時期は、妊娠届～出産まで（受診券を14回分発行）。

④乳児家庭全戸訪問事業

- 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。
- 本町では、保健師が訪問しています。
- 人数の見込みは、各年度で見込んだ0歳児全数としました。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（実人数／年）	17	16	15	15	13
提供量の見込み（実人数／年）	17	16	15	15	13
実施機関	町	町	町	町	町

⑤養育支援訪問事業

(正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」)

- 要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。
- 本町では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師の訪問指導などを実施しています。
- 事業の性質上、量の見込みを統計的に算出できませんが、対象者がいる場合は、関係機関とも連携を図りながら、現行体制で対応します。

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

(児童福祉法第6条の3の規定)

⑥子育て短期支援事業

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）が該当します。
- 本町では、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施していますが、平成25年度末までの利用実績はありません。
- 量の見込みは、アンケートQ32 宿泊預けの対応で「親族・知人にみてもらった」が100%であること及び当該事業の利用実績がこれまでないことから、潜在需要の可能性はあるものの、実際の利用には至らないと想定し、量の見込みは0人日/年とします。
- 事業は、利用希望があれば対応できるよう、現行体制で継続実施します。

⑦一時預かり事業

- 保育園を利用していない家庭において、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、不定期に一時的な預かりを行う事業です。
- 本町では、地域子育て支援センターの一時保育に該当する事業です。
- 量の見込みは、保育園未利用者の利用として、各年度の1～5歳児の未利用者×H21～25の最大利用割合（1人当たり年5.6日換算）で想定します。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。
- なお、一時預かりは就労の事情によって利用者数が大きく増減することを勘案し、量の見込みを上回った場合も、可能な限り、柔軟に対応します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日／年）	61	61	56	56	50
提供量の見込み（人日／年）	61	61	56	56	50

⑧延長保育事業

- 保育所利用者を対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を希望する場合に提供する事業です。
- 本町は平成26年度現在、最長で7時45分～18時15分の保育時間で実施しています。
- アンケートQ23-2保育希望時間において現行18時15分までの回答が94%を占めることから、現行時間内で概ね保育時間の希望を充足していると考えられるため、量の見込みは0人日／年とします。
- 今後、利用意向があった場合は、現行体制の中で柔軟な対応を図ります。

⑨病児保育事業

- 病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。
- 平成26年度現在、本町では実施していません。
- 量の見込みは、アンケートから潜在的な需要が想定される（Q29-2 病児・病後児保育希望者 34.4%、平均希望日数 2.3 日）ため、各年度の保育利用者数×希望率 34.4%×1 人当たり 2.3 日×0.5（利用係数）で想定します。（利用係数は、費用負担などで希望どおりに利用しないケースを加味するもの）。
- 提供体制について、町内に連携（協力を依頼）できる医療機関等がない（少なく）ため、計画期間内に広域連携の枠組み（例えば、木津川市の医療機関等に委託など）などを検討します。

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み（人日／年）	20	18	18	17	17
提供量の見込み（人日／年）	広域連携による提供体制を検討				

⑩子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。
- 平成26年度現在、本町では実施していません。
- アンケートでは小学生での利用意向はみられないこと、祖父または祖母と同居世帯も多く、家にだれかがいるケースも多いことから、小学生での利用は想定できないため、量の見込みは0人日／年とします。
- 今後は、保護者の意向を踏まえながら、周辺自治体と連携してファミリー・サポート・センターの組織化の是非を検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業

- 保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。
- 本町では、わづか児童クラブで1年生から6年生を対象に実施しています。
- 量の見込みは、アンケートによる事業利用意向が低学年、高学年の両方でそれほど高くないことから、平成25年実績の利用割合である低学年38.2%・高学年5.7%×各年度の小学生（低学年・高学年）で想定します。
- 事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

		H27	H28	H29	H30	H31
		実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
低学年	必要量	25	25	24	29	27
	提供量	25	25	24	29	27
高学年	必要量	5	4	4	3	3
	提供量	5	4	4	3	3

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等（実費徴収）を助成する事業です。
- 新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。本町においても適正な給付に努める予定です。（※国から事業詳細が示された後に改めて検討）

（参考）現行事業：幼稚園就園奨励費補助金（相楽東部広域連合）

私立幼稚園に就園する4歳児及び5歳児の保護者で、所得の低い方に対し幼稚園の減免措置を通じて入園料・保育料の補助を行います。

⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。
- 本町では、現行の保育園体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携して民間事業者参入に関する情報交換を行っていきます。

4 子どもに関する専門的な支援の充実

4-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と今後の方向性】

- 新生児全員に実施している新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を通じて、母親の産後うつ予防と家庭状況の把握に努め、育児ノイローゼや育児放棄、児童虐待などにつながる状況を未然に改善するよう取り組んでいます。
- 小・中学校では、いじめアンケート（年2回）や聞き取り調査の定期的な実施のほか、人権週間の取組、親子研修（講演会）の開催、道徳の時間の充実、道徳教育や人権教育に力を入れて、いじめの根絶に積極的に取り組んでいます。
- 教育委員会として、いじめ防止対策推進法（注⁴）に基づく、いじめ防止等対策委員会を設置し、未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでいます。
- 児童生徒及び保護者の相談支援体制を強化するため、京都府のスクールカウンセラー活用事業で中学校に配置されているスクールカウンセラーに加えて、平成26年度から単独事業として小学校へもスクールカウンセラーを配置しています。
- 関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会（3町村共同設置）を中心として、児童虐待防止のための連携を図っています。なお、要保護児童対策地域協議会ケース進行管理件数は平成24年度10件、平成25年度4件です。
- 今後、本町では「チルドレン・ファースト（子どもの利益を最優先する、という子育ての原則）」の全町への浸透とともに、子どもの人権に関する相談体制や関係機関の連携強化といった、児童虐待、いじめ、インターネット上のなど、子どもの人権を脅かす事案防止活動が一層必要となります。

注⁴「いじめ防止対策推進法」は、平成25年6月28日公布、同年9月施行。法でいじめの定義を明確にし、いじめ防止等の対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務のほか、国や地方自治体、学校、教育委員会等の対応や重大事態への対処等を規定している。

【施策・事業】

①児童虐待防止対策の実施

方針	事業	内容
継続	要保護児童対策地域協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の発生予防から早期発見・対応、アフターケアに至るまで総合支援を講じるため、医療機関、警察、保・小・中、教育委員会、町の連携体制を継続します。
重点	いじめ防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待といじめの根絶を目指し、学校教育を通じて生命を尊ぶ心の醸成、情報モラル教育の充実、いじめや家庭環境に関する定期的な把握などに取り組みます。 ● いじめ防止等対策委員会を中心として、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図ります。 ● スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のケアを実施します。
継続	相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● おもちゃ図書館のボランティアに子育て経験者を招くなど、保護者が気軽に相談できる環境づくりを進めます。
継続	虐待防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 「チルドレン・ファースト」「児童虐待防止」の普及啓発のため、子育て家庭だけでなく、町全体に向けた啓発、学習機会の提供、関係者への情報提供を行います。 ● 児童虐待の発生予防と早期発見等に向けて、医療機関、児童委員、子どもに関わる団体などに積極的に働きかけていきます。
継続	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後1か月から2か月の間に、保健師が家庭を訪問し、育児相談、母親の不安軽減、保健指導などを実施します。 ● 支援が必要な場合は関係機関との調整を行います。
継続	養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や家庭推進保育士の訪問により支援を行います。

4-2 障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援

【現状と今後の方向性】

- 本町の18歳未満の障がい者手帳交付者数（障がい児）は4人です。そのうち、就学前児童は0人、小学生は4人です。（平成26年4月現在）
- 保育園、学校、わかば児童クラブでは必要に応じて職員を加配し、特別な支援を必要とする子どもへの適切な支援をしています。
- 小学校では、ことばの教室（相楽通級指導教室 東部分室）や南山城相談支援センター（コーディネーター）との連携と支援活動（発達検査の実施・結果報告会）のほか、教職員研修による指導力のスキルアップに継続的に取り組んでいます。中学校では、特別支援教育コーディネーターを核として支援体制を構築しています。教育委員会では特別支援学校と学級児童生徒との交流会（連合夏季交流会）なども行っています。
- 全国的には、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、発達に障がいのある子どもが増えつつあります。
- 本町では、乳幼児健診や相談、年中児サポート事業（年3回 発達支援）などでの早期発見、保健所クリニック、こども発達支援センター、相楽療育教室など関係機関への紹介や調整のほか、相談支援事業所と連携し、児童の成長と保護者のニーズに合わせて必要なサービスを提供しています。
- 今後は、発達障がいを含め、障がいや病気の状態に応じて必要な教育・保育上の支援や援助を行うため、障がいに関する正しい理解の普及、早期からの支援体制、保育園と小学校との連携、家庭や専門機関の協力による継続的な支援などが引き続き必要です。
- アンケートでは、小学校就学で心配なことについて「友だちをいじめたり、いじめられたりしないか」59.7%、「集団生活のルールや決まりを守ることができるかどうか」42.9%を挙げています。ただし、小学生で「小1プロブレム（注⁵）」が実際にあった割合は6.0%であることから、就学前の不安の大半は取り越し苦労にとどまるとも考えられます。
- 小学校では「小1プロブレム」予防対策として、保育園と連携し、もうすぐ1年生事業を行っています。また、小中連携授業や小中合同学習など、「中1ギャップ（注⁶）」を未然に防ぐ取組を進めています。

注⁵ 小1プロブレムとは、学校に馴染むまでにしばらく時間がかかり、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続すること。

注⁶ 中1ギャップとは、児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態。

【施策・事業】

①障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援

方針	事業	内容
継続	障がいのある就学前児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査、相談、医療機関、学校などとの連携を通じて、障がいの原因となる疾病の早期発見及び早期治療を推進します。 ● 保護者を中心に子どもの発達に関する正しい知識の普及を図ります。 ● 保育園における職員加配による対応、年中児サポート事業における相談指導の実施、就学前の相談支援を実施します。 ● 関係機関の連携によって、支援者側の情報共有や資質の向上と、総合的支援体制の構築に努めます。
継続	障がいのある子どもに対する適切な医療、医学的リハビリの提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診時に、発達の遅れなどが疑われる子どもについて、保健所クリニック、こども発達支援センター、相楽療育教室など関係機関への紹介、調整、支援を行います。
重点	学校における障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、相楽通級指導教室の積極的活用など、特別支援教育の一層の推進に努めます。 ● 校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、発達障がい等を含む特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行います。 ● 児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するべく、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を展開します。
継続	在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所と連携し、児童の成長や保護者ニーズに応じ、自立支援給付（児童デイサービス、短期入所サービスなど）が適切に提供されるよう、広域でサービス基盤の確保を図ります。
継続	福祉医療費（重度心身障害児（者））助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳未満の障がい児（者）が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分を公費で助成することにより、障がい児（者）の疾病の早期発見・治療及び負担の軽減を図ります。

【アンケートでみる「就学時の不安、小1プロブレム」】

- 就学前児童の保護者が、小学校に就学する際に心配なことは、「友だちをいじめたり、いじめられたりしないか」59.7%が最も多く、「集団生活のルールや決まりを守ることができるかどうか」42.9%と続きます。

	合計	集団生活のルールや決まりを守ることができるかどうか	授業時間中、先生の話聞いていられるかどうか	新しい友だちと仲良くなれるかどうか	友だちをいじめたり、いじめられたりしないか	授業についていけるかどうか	その他	特に心配はしていない	無回答
全体	77 100.0	33 42.9	11 14.3	11 14.3	46 59.7	10 13.0	2 2.6	15 19.5	1 1.3
0歳	16 100.0	10 62.5	3 18.8	3 18.8	8 50.0	3 18.8	0 0.0	2 12.5	0 0.0
1歳	11 100.0	6 54.5	3 27.3	1 9.1	10 90.9	1 9.1	1 9.1	0 0.0	0 0.0
2歳	10 100.0	6 60.0	2 20.0	1 10.0	5 50.0	2 20.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0
3歳	16 100.0	3 18.8	1 6.3	2 12.5	11 68.8	4 25.0	1 6.3	5 31.3	0 0.0
4歳	11 100.0	1 9.1	1 9.1	2 18.2	6 54.5	0 0.0	0 0.0	4 36.4	0 0.0
5歳以上	12 100.0	6 50.0	1 8.3	2 16.7	5 41.7	0 0.0	0 0.0	3 25.0	1 8.3

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

- 小学生の「小1プロブレム」の経験について、実際にあった割合は6.0%です。

	合計	もともと心配しておらず、実際もなかった	心配していたが、実際はなかった	もともと心配していなかったが、実際はあった	心配していたとおりに、実際もあった	無回答
全体	115 100.0	72 62.6	34 29.6	2 1.7	5 4.3	2 1.7

- 「小1プロブレム」が実際にあった人の「小1プロブレム」の内容について、「授業時間中、先生の話聞けるようになるまで時間がかかった」71.4%が最も多くなっています。

	合計	集団生活のルールや決まりを守ることができるまで時間がかかった	授業時間中、先生の話聞けるようになるまで時間がかかった	新しい友だちと仲良くなれるまで時間がかかった	友だちをいじめたり、いじめられたりしたことがあった	授業についていけるまで時間がかかった	その他
全体	7 100.0	4 57.1	5 71.4	1 14.3	3 42.9	2 28.6	2 28.6

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

4-3 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実

【現状と今後の方向性】

- ひとり親家庭は、子育て、生計、家事などの役割をひとりで担うため、精神的・身体的な負担が大きく、特に、母子家庭では生計の維持に苦勞するケースがみられます。また、こうした家庭環境は、子どもの成長・発達に一定の影響を及ぼします。
- 本町にひとり親世帯はそれほど多くありませんが、母子福祉担当職員による相談の随時受け付けや、各地区の民生委員による見守りを行っています。また、対象者個々に応じて必要とされる情報を提供しています。
- 厳しい環境であることの多いひとり親家庭への支援は、子どもの健全な成長・発達を支える上で大切になります。そのため、それぞれに状況の異なるひとり親家庭に対し、子育て・生活支援策、就業支援策、経済支援を必要に応じて実施する必要があります。

【施策・事業】

①子育て・生活支援の実施

方針	事業	内容
継続	ひとり親家庭に対する相談支援の充実	● 母子福祉担当職員と京都府母子福祉推進員による相談の随時受け付けや、民生委員との連携によって個々の状況を把握し、必要な支援につなげます。
継続	情報提供の実施	● ひとり親家庭に対し、1日も早い自立支援につながるよう、制度や手当などの情報提供を図ります。
継続	母子福祉推進員の活動	● 早い段階から家庭の相談・訪問を行い、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などの相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。

②就業支援の実施

方針	事業	内容
継続	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金 【京都府の制度】	● 雇用保険による支援を受けられない人で、母子家庭の母または父子家庭の父が職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料の補助を行い、就業を支援します。

●第4章 子ども・子育て支援事業の推進●

方針	事業	内容
継続	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給【京都府の制度】	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。

③経済支援の実施

方針	事業	内容
継続	児童扶養手当の給付【実施主体は京都府】	<ul style="list-style-type: none"> ● 父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を同じくしていないか、または父（母）が身体等に重度の障がいのある児童の母や母に代わってその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している人に対し児童扶養手当を支給し子育てを支援します。（所得制限あり）
継続	母子福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子福祉資金の相談及び受付を行い生活安定の支援をします。（平成26年10月から父子にも拡大）
継続	福祉医療費（ひとり親家庭）助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳に到達した年度末日までの子どもとひとり親または養育者が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分（一部自己負担金あり）を公費で助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。
継続	小・中学校の就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な理由等によって学習に必要な文房具や靴などの購入に困っておられる保護者に対して、その費用の一部を援助します。

4-4 仕事と家庭の両立支援

【現状と今後の方向性】

- アンケートでは、就学前児童の両親の就労形態は、父親はほぼフルタイム就労、母親は専業主婦4割半ば、パートタイム4割、フルタイム1割です。
- また、専業主婦の多くは、子どもがある程度大きくなったら働きたいという意向を持ち、そのタイミングは0歳の母親では平均「3.0歳」を希望していることがわかりました。
- 今後は、住民に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及、父親の育児参加の促進を積極的に進める必要があります。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及は子育て支援サービスと共に少子化対策の柱といわれますが、国全体でも、多くの中小企業においても、なかなか浸透しないのが現状といえます。
- 本町では、国全体や府全体で進める雇用環境の整備に関する取組を注視しながら、それらと連動した町の取組を検討する必要があります。

【施策・事業】

①住民に対する意識啓発

方針	事業	内容
継続	子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての中で大事にしたいことを学べる場の提供を行うと共に多くの保護者が参加するよう、ニーズに応じた講演内容や啓発の工夫をしながら、実施します。
継続	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場、保育所、小・中学校をはじめ、保護者と接する機会の多い各機関において、情報提供や相談窓口の周知を図ります。
継続	育児講座	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子ふれあい事業、親子交流会、父親のための子育て講座をはじめ、父親の育児参加、家庭教育参加を促す取組を進めます。

●第4章 子ども・子育て支援事業の推進●

【アンケートでみる「就学前児童の両親の就労形態」】

- アンケートでは、就学前児童の両親の就労形態は、父親はほぼフルタイム就労、母親は専業主婦4割半ば、パートタイム4割、フルタイム1割です。

	合計	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
父親	77 100.0	65 84.4	3 3.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 11.7
母親	77 100.0	7 9.1	3 3.9	28 36.4	3 3.9	32 41.6	2 2.6	2 2.6
0歳	16 100.0	0 0.0	0 0.0	8 50.0	0 0.0	8 50.0	0 0.0	0 0.0
1歳	11 100.0	1 9.1	0 0.0	4 36.4	0 0.0	6 54.5	0 0.0	0 0.0
2歳	10 100.0	1 10.0	0 0.0	3 30.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0
3歳	16 100.0	1 6.3	1 6.3	5 31.3	1 6.3	6 37.5	1 6.3	1 6.3
4歳	11 100.0	2 18.2	1 9.1	2 18.2	1 9.1	5 45.5	0 0.0	0 0.0
5歳以上	12 100.0	2 16.7	1 8.3	5 41.7	0 0.0	4 33.3	0 0.0	0 0.0

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

- 現在は働いていない母親の就労希望は「1年より先で、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」4割強、「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」約4割が多くなっています。
- なお、「一番下の子どもが大きくなったら就労したい」方で、子どもが何歳になった時に就労したいかについて、0歳の母親では平均「3.0歳」を希望しています。

	合計	子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい	すぐに、もしくは1年以内に就労したい
全体	34 100.0	7 20.6	14 41.2	13 38.2

※上段は回答者数、下段は比率（小数点第2位以下を四捨五入）。網掛けは項目中の第1位

第5章 次世代育成の推進

1 家庭の子育て支援の推進

【現状と今後の方向性】

<子育て支援・相談・情報提供・世代間交流>

- 本町は、子育て支援センターが、文字どおり、子育て支援拠点となっています。センターでは園庭開放、すくすく広場による親子の遊びと交流のほか、一時保育、子育て相談、情報発信などを行っています。一時保育は、半日利用等も実施していることから、利用者数は増えてきています。
- エンジェル広場は、生まれてすぐの赤ちゃん～未就園児を対象に、ベビーマッサージ、手遊び、クラフト製作などの多様なプログラムで年10回開催しています。ただし、最近では参加者の固定化がみられます。
- アンケートでは、気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した人が9割を超えており、その相手は「親族」や「友人」に続いて、就学前児童の保護者は「和束保育園」、小学生の保護者は「学校の先生」でした。
- 子育てガイドブックの配布、ホームページなどでサービスの周知を図っています。
- アンケートで子育て情報の入手方法は「町の広報やパンフレット」が最も多く、3～4歳では「保育園」、小学1年生では「友人・知人」も多いことがわかりました。
- ふれあいサロン、介護福祉施設訪問など、子どもと高齢者の交流を続けています。
- これらの結果を踏まえて、子育ての不安感を軽減するための情報提供や相談支援の充実、世代間交流を含めた地域全体での支援を引き続き充実していく必要があります。

<母子保健・食育>

- 母子・父子手帳の交付から新生児全数訪問（里帰り等を除く）、乳幼児健診、予防接種などを、保健師を中心に保育園と連携しながら実施しています。
- 乳幼児健診時に歯科検診も同時に行っています。保育園でも番茶のうがいの励行に加えて、フッ素洗口（H26～）を実施しています。こうした取組の成果として、小学生の虫歯治療率が向上しています。
- 健診等の欠席者には訪問指導を行い、必要に応じてアドバイスなども行っています。
- アンケートでは、子育ての悩みや不安として、就学前児童は「子どものしつけ」「子どもの教育や将来の教育費」「病気や発育・発達」「食事や栄養」「子どもを叱りすぎてい

るような気がする」、小学生は「子どもの教育や将来の教育費」「友達づきあい（いじめ等を含む）」「子どもを叱りすぎているような気がする」「病気や発育・発達」「食事や栄養」をそれぞれ上位に挙げています。

- 正しい生活習慣の基盤となる家庭に対する食育は、年3回の子育て料理教室をはじめ、保育園と食生活改善推進員が連携して活動しています。
- 学校教育を通じた食育は、和東給食の日や和東産野菜を利用した献立など、町独自の活動を行っています。また、継続した個別指導がアレルギー・偏食・遅食の減少に繋がっています。子どもたちが作成する手作りカレンダーも大好評です。
- 保護者の出産や育児の不安や悩みを早期に解消することが、その後の子どもの成長と子育て環境に大きく影響します。そのため、周産期を含めた母子の心身の健康増進、食育を中心とした思春期までの健康支援の充実は、引き続き、重要な取組となります。

<小児医療体制>

- 平成23年4月から、医療費自己負担分の無料化を中学卒業までに拡充しました。
- アンケートでは、「子どもが急病時の対応」「小児救急医療体制の充実」が子育て支援や仕事との両立支援として最も期待されていることがわかりました。
- こうした意向を受けて、平成26年4月から、山城北医療圏の病院を含めた3病院輪番方式を導入し、平日夜間も含めた小児救急医療の体制が完備しました。

【施策・事業】

①子育て相談、情報提供の充実

方針	事業	内容
重点	子育て経済支援事業	● 第三子の保育料無料化の対象者を拡充します。
継続	地域子育て支援センターの充実	● 子育てに関する相談などの支援を行う子育てサポートセンター事業の充実に努め、受講者の確保を図ります。
継続	子育て支援講座	● エンジェル広場において、多彩な内容の講座を実施します。
継続	高齢者との世代間交流の推進	● 各地区で開かれている高齢者ふれあいサロン、グラウンドゴルフ大会などを活用し、子どもと高齢者の交流機会を支援します。
継続	子育てホットダイヤル	● 子育て支援センター職員が、随時電話相談にも応じています。

②母子の健康の確保

方針	事業	内容
継続	安心して「出産」できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師の妊婦訪問等により日常的な相談・指導を行うとともに、相談窓口、個別指導及び電話相談の充実を図ります。
継続	不妊治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊治療の費用を助成します。
継続	特定不妊治療費助成事業【実施主体は京都府】	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定不妊治療の費用を助成します。
継続	母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子の一貫した健康管理のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を、妊娠届の提出に基づいて、保健師が交付します。
継続	父子手帳の交付 (父親への出産準備に関する指導)	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠時期や出産への父親の参加を促す出産準備の教育・指導に努めます。
継続	妊産婦健診事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健診に係る費用を14回公費負担します。
継続	赤ちゃん訪問【こんにちは赤ちゃん事業】 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての新生児について、保健師が訪問し保健指導を行う「赤ちゃん訪問」を実施します。
継続	乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、乳児健診(3か月、9か月)、幼児健診(1歳6か月、2歳、3歳)を実施します。 ● 発達の遅れや発達障がいの発見に努め、早期療育・治療等に繋げるため、年中児サポート事業を実施します。 ● 保健指導と栄養士による個別指導を実施します。 ● 健診が疾病や発達の遅れ等の早期発見にとどまらず、親自身にとって子どもの成長や発達について理解する学習の場となるよう内容の充実を図ります。 ● 未受診者に対しての、個別訪問や電話での指導を充実させます。
継続	乳幼児健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、保健指導を実施します。 ● 発達の様子、栄養、育児等の相談を実施します。

方針	事業	内容
重点	感染症予防と予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種予防接種について、年間スケジュールを配布し、対象者に個別通知するなど、接種を促します。 ● 感染症の蔓延防止と感染予防に努めます。 ● 特に、乳幼児期の罹患率が高く、様々な合併症や重症化を招く恐れのあるインフルエンザ予防のため、町独自の乳幼児インフルエンザ予防接種費用の一部助成を継続します。
継続	歯科検診、指導	<ul style="list-style-type: none"> ● う歯予防と歯の健康意識を高めるため、歯科検診の受診を促すとともに、保護者への指導を図ります。 ● 2歳児、2歳6か月児、3歳児を対象に強化フッ素塗布を進めます。 ● 保育園において、番茶のうがいなどを取り入れた口腔衛生指導を進めます。 ● 小学校において、歯みがき指導を進めます。
継続	ベビービデオモニター貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児負担の軽減や乳幼児突然死症候群（SIDS）を防止するため、満1歳までの乳児を見守るビデオモニターを貸与する町独自の事業を継続します。

③食育の推進

方針	事業	内容
継続	乳幼児期から思春期まで発達に応じた食に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 離乳食の意味等を理解し、発達の時期にあった内容の離乳食教室を開催します。
重点	食育教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児親子を対象とした食育教室を、乳幼児健診に併催して行います。
重点	地産地消と郷土の食に関する学習機会	<ul style="list-style-type: none"> ● お茶をはじめ、郷土の食や地産地消の大切さについて学ぶ教育を推進します。
継続	健康面からの食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事の栄養面や朝ごはんの習慣、食事の量、おやつや頻度、噛むことの大切さなど、児童生徒の成長に大切な健康面における正しい食生活の習慣を、保護者とも連携しながら指導します。
継続	親子料理教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 食生活改善グループとの連携によって、児童、生徒が保護者と調理を通して、食への関心を高める教室を開催します。

方針	事業	内容
継続	保育園と学校における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「リズムを持って食べる」「感謝し、味わって食べる」など楽しく食べることについての教育を推進します。 ● 保育園の菜園での農作物の栽培、収穫を通じて食文化と食の体験を推進します。 ● 児童生徒の発達段階に応じて、食育を進め、給食が食育の「教材」となるよう、取り組みます。 ● 保護者に対して、食育の意義を伝え、日頃から、食を通じた子どもとのコミュニケーション、子どもの成長・健康面での配慮、家庭の味を子どもに伝えることを促します。
継続	性、酒害、たばこ等に関する教育（思春期保健）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校保健計画」の中に位置づけ、全学年で実施する「命の教育」や保健の授業を通じて、正しい知識の普及と行動の指導を実施します。
継続	小児期からの生活習慣病予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学年の指導内容に基づき、計画的に指導します。さらに「ほけんだより」などを通して、家庭の協力も呼びかけます。
継続	薬物乱用防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察と連携を図り、専門の講師を招聘し「薬物乱用防止教室」を実施します。

④小児医療体制の実施

方針	事業	内容
継続	かかりつけ医の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 近郊の小児科一覧を配布した上で、小児科のかかりつけ医を持つよう保護者に指導します。 ● かかりつけ医や小児救急についての広報を充実させます。
継続	小児医療の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療圏の病院を含めた3病院輪番方式を維持します。
継続	福祉医療（子育て支援医療費）助成制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの疾病の早期発見・治療に資するよう、また子育て家庭の負担軽減のため、0歳から中学校卒業までの医療費助成を今後も継続させます。

【アンケートでみる「相談相手の有無」】

- 気軽に相談できる人について、就学前児童、小学生でいずれも「いる／ある」が9割を超えて最も多くなっています。

	合計	いる／ある	いない／ない	無回答
就学前	77	75	2	0
	100.0	97.4	2.6	0.0
小学生	115	105	9	1
	100.0	91.3	7.8	0.9

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

（「いる／ある」の回答者限定）

- 気軽に相談できる人（場所）について、就学前児童では「祖父母等の親族」「友人や知人」がそれぞれ8割を超え、他の項目を大きく上回ります。次いで「保育園」48.0%です。

	合計	祖父母等の親族	友人や知人	近所の人	子育てサークル・NPO・子育て支援施設（いきいきこども館等）	保健所	保育園	その他
就学前	75	65	64	7	15	1	36	2
	100.0	86.7	85.3	9.3	20.0	1.3	48.0	2.7

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

- 小学生では、「祖父母等の親族」と「友人や知人」それぞれ7割を超えています。

	合計	祖父母等の親族	友人や知人	近所の人	学校の先生	医師など医療関係者	児童相談所	その他
小学生	105	80	80	12	24	1	3	5
	100.0	76.2	76.2	11.4	22.9	1.0	2.9	4.8

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「子育て情報の入手先」】

- 子育てに必要な情報の入手方法は、就学前児童、小学生でいずれも「町の広報やパンフレット」が最も多くなっています。
- 就学前児童の3～4歳では「保育園、幼稚園、学校」がやや多く、小学生の1年生では「友人・知人」がやや多くなっています。

就学前	合計	町の広報やパンフレット	福祉課などの町の機関	インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブックなどのSNS）	子育て雑誌・育児書	テレビ、ラジオ、新聞	友人・知人	隣近所・地域の人	子育てサークルの仲間	保育園、幼稚園、学校	情報の入手先がない	情報の入手手段がわからない
全体	77	50	24	16	7	5	36	4	13	44	0	1
	100.0	64.9	31.2	20.8	9.1	6.5	46.8	5.2	16.9	57.1	0.0	1.3

小学生	合計	町の広報やパンフレット	福祉課などの町の機関	インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブックなどのSNS）	子育て雑誌	テレビ、ラジオ、新聞	友人・知人	隣近所・地域の人	小学校	情報の入手先がない	情報の入手手段がわからない
全体	115	79	17	19	3	24	53	13	47	1	1
	100.0	68.7	14.8	16.5	2.6	20.9	46.1	11.3	40.9	0.9	0.9

回答数の少ない「無回答」は非表示。 ※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「子育ての悩みや不安」】

- 就学前児童の上位5項目は「子どものしつけ」「子どもの教育や将来の教育費」「病気や発育・発達」「食事や栄養」「子どもを叱りすぎているような気がする」です。
- 小学生の上位5項目は「子どもの教育や将来の教育費」「友達つきあい（いじめ等を含む）」「子どもを叱りすぎているような気がする」「病気や発育・発達」「食事や栄養」です。
- 就学前児童、小学生に共通する項目を除くと、就学前児童の保護者特有の不安は「子どものしつけ」、小学生の保護者特有の不安は「友達つきあい（いじめ等を含む）」といえます。

	合計	子どものしつけ	子どもの教育や将来の教育費	病気や発育・発達	食事や栄養	子どもを叱りすぎているような気がする		合計	子どもの教育や将来の教育費	友達つきあい（いじめ等を含む）	子どもを叱りすぎているような気がする	病気や発育・発達	食事や栄養
就学前	77	45	36	33	31	24	小学生	115	63	52	28	25	23
	100.0	58.4	46.8	42.9	40.3	31.2		100.0	54.8	45.2	24.3	21.7	20.0

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

2 親と子が共に学び育つ環境づくり

【現状と今後の方向性】

＜学校教育・地域の特色を生かす次世代育成＞

- 少人数教育の特色を生かし、高学年では習熟度別授業（算数）などを行っています。また、ALT（外国語指導助手）の計画的で熱心な指導により、国際理解と語学教育の学習効果が上がっています。
- 相楽東部広域連合教育委員会では管内学校間の連携を重視した教育の実践を進めており、特に「小中等連携」による交流学习や合同学習を実施し、“相楽東部だからできる”“相楽東部ならではの”教育の一層の推進を図っています。
- 小学校では、中学校と保育園と連携した体験学習（各教科授業体験・生活科のごっこ活動）や平成25年度からの土曜教育を活用した小中連携などを進めており、児童生徒自身が楽しめるとともに、保護者への情報発信にもつながっています。
- 「我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成」を重点項目に挙げ、総合的な学習の時間等を活用してふるさと教育を実践しています。関係機関の協力によるお茶摘み体験学習や地区のフィールドワークなど、地域の方や障がい者等の方々の話や交流（外部講師として）は児童生徒にとって学びが豊かになることから、地域の様々な資源を生かす活動を取り入れています。
- 小・中学校では和東川清掃を通じて環境問題を学習するなど、各教科を通じて本町の豊かな自然環境を意識するよう努めています。
- こうした活動の成果として、ゲーム遊びが当たり前になる中、伝承遊びは貴重であり、児童は楽しむことができました。また、「わが校の自慢推進事業（連合教委）」の取組を活用して、児童生徒のふるさと意識が向上してきました。
- アンケートでは、保護者が学校に子どもの成長を支える大きな役割を期待していることがわかりました。
- この期待に一層応えるために、今後も、学校は少人数を生かした学力向上とともに、保育園と小・中学校を通じて一貫した「社会を生き抜く力」の育成、地域の特色を生かす次世代育成に取り組むことが求められています。
- 児童生徒の安全対策として、PTA地域委員の通学路点検及び見守り、毎年新1年生に防犯ブザーの配布などを行っています。平成26年度から、警報時等のメール配信がスタートしました。

<家庭と地域の教育力>

- 本町では「あそび塾」を実施しています。
- 子どもの体力向上などを目指して、スポーツ推進委員が中心となって遊びの中に体力の基礎的な向上を取り入れたスポーツ交流会や和東町総合型地域スポーツクラブによるテニス、バドミントン、フットサルを実施しています。平成25年度からは卓球も実施しています。
- 地域の人々の絆・つながりを強め、地域で子どもの成長を育む環境を維持し、地域の教育向上を図るため、各地域の子ども会活動を支援していきます。
- アンケートでは、就学前児童、小学生でいずれも地域と親しい割合（親しい+付き合いがあり、やや親しい）は6割前後となっています。また、就学前児童の遊び場で困ることは、「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」などを挙げています。
- 地域での活動は、子どもが少ないだけでなく、青年の人数も少ないため、地域での自然体験活動や世代間交流がなかなかできないという課題もありますが、地域との結びつきや元気な高齢者との交流をさらに強めながら、遊び場の充実を含めて、子どもたちを見守る環境づくりを進めていく必要があります。

【施策・事業】

①学校教育の充実

方針	事業	内容
継続	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 小小連携加配による算数科を中心とした学習指導の充実を図ります。 ● 習熟の程度に応じた学習の計画を検討し、実施します。
継続	語学教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校におけるALT（外国語指導助手）による指導の充実を図ります。 ● 教師の英語力向上を図る研修を実施します。
継続	教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 年度ごとの研究テーマを定めた年間研修プログラムに基づき、計画的に研修・会議を実施します。 ● 教育委員会主催の教職員研修会、研究指定校による教職員スキルアップを支援します。

方針	事業	内容
継続	保育園、小学校、中学校の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ● もうすぐ1年生事業、親のための応援塾を中心に保・小連携の充実を図ります。 ● 授業公開、研究発表会、つながりと学習を目的にした各学年の教科・行事の交流など、小小連携の充実を図ります。 ● ふるさと教育、和人研を中心に小中連携の充実を図ります。
継続	外部の人材の協力による学校の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒にとって学びが豊かになるよう、教科や部活動などでの外部人材との連携の充実を図ります。
継続	高齢者の知恵や力を子どもたちに生かす活動	<ul style="list-style-type: none"> ● シニアサポート学級との連携を軸に、高齢者と一緒に伝統文化、芸術や創作活動などの充実を図ります。
継続	多様な体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校、保育園との体験学習（各教科授業体験・生活科のごっこ活動）、中学校の職場体験学習の充実を図ります。
重点	ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「お茶と和東町」をキーワードに地域産業への理解を深める学習を推進します。 ● 身近にある地域の文化や文化財を教材として活用し、伝統文化を学ぶ機会の充実を図ります。
継続	地域の環境を生かした教育の推進（植物観察・親子絵画教室）	<ul style="list-style-type: none"> ● 四季の植物や地域の自然への関心を醸成する教育を進めます。 ● 環境の出前授業を実施します。
継続	安全管理に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● P T A、地域、関係機関と協力し、通学路点検や見守りなど、児童生徒の安全を確保する取組を継続します。 ● 「こども 110 番の家」と連携し、子どもの見守りを実施します。 ● 学校防災マニュアルなどの作成を行い、学校の安全管理の一層の充実を図ります。
継続	学校施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全な学校づくりのために定期的に校舎等を点検及び改修を実施します。
継続	教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールカウンセラー等を活用して日常的に相談できる環境を整えます。

方針	事業	内容
継続	小・中学校の就学援助 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な理由等によって学習に必要な文房具や靴などの購入に困っておられる保護者に対して、その費用の一部を援助します。

②家庭と地域の教育力向上

方針	事業	内容
継続	こどもスポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ推進委員会を中心に、子どものニーズを踏まえたスポーツ活動を実施します。 ● あそび塾を定期的実施します。
継続	社会教育施設、社会体育施設などの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育・社会体育の関係団体との連携を図り、子どもの安心・安全な活動の場を提供します。
継続	放課後子ども教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● あそび塾による放課後の子どもの居場所づくりと子どもが様々な人との交流を通して豊かな体験活動・学習活動ができるよう事業の充実を図ります。
継続	不登校児童対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校児童が発生しないように一人ひとりの状況の把握に常に努めます。
継続	いきいきこども館の開設	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学生の健康増進や交流の場として、こども館を開設します。

【アンケートでみる「子育てに影響する環境」】

○ 子育てに大きく影響する環境について、小学生では「家庭」が9割を超えて最も多く、次いで「小学校」が約8割と続きます。

	合計	家庭	地域	小学校	その他
小学生	115	104	52	91	3
	100.0	90.4	45.2	79.1	2.6

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「地域との付き合いの程度」】

- 近所や地域の人々とのお付き合いの程度について、就学前児童、小学生でいずれも地域と親しい割合（親しい+付き合いがあり、やや親しい）は6割前後で、地域とあまり親しくない割合（少々付き合いがある+付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度）の3~4割半ばを上回っています。

	合計	親しい	付き合いがあり、やや親しい	少々付き合いがある	付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度	分からない	無回答
就学前	77	21	27	22	6	1	0
	100.0	27.3	35.1	28.6	7.8	1.3	0.0
小学生	115	27	35	34	18	0	1
	100.0	23.5	30.4	29.6	15.7	0.0	0.9

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「子どもの遊び場で困ること」】

- 就学前児童の遊び場で困ること・困ったことは、全体では「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」を上位に挙げています。

	合計	雨の日に遊べる場所がない	近くに遊び場がない	遊び場や周辺環境が悪く、安心して遊べない	遊び場周辺の道路が危険である	思い切り遊ぶための十分な広さがない	遊具などの種類が充実していない	遊具などの設備が古くて危険である	トイレなどが不衛生である	遊び場と同じ歳くらいの遊び仲間がない	いつも閑散としていて寂しい感じがする
全体	77	39	37	17	11	13	33	25	11	20	21
	100.0	50.6	48.1	22.1	14.3	16.9	42.9	32.5	14.3	26.0	27.3
0歳	16	13	12	7	5	4	12	7	3	4	8
	100.0	81.3	75.0	43.8	31.3	25.0	75.0	43.8	18.8	25.0	50.0
1歳	11	2	4	1	2	3	4	3	2	3	2
	100.0	18.2	36.4	9.1	18.2	27.3	36.4	27.3	18.2	27.3	18.2
2歳	10	4	4	1	0	2	5	3	0	2	3
	100.0	40.0	40.0	10.0	0.0	20.0	50.0	30.0	0.0	20.0	30.0
3歳	16	6	4	2	0	1	2	3	1	4	3
	100.0	37.5	25.0	12.5	0.0	6.3	12.5	18.8	6.3	25.0	18.8
4歳	11	8	5	3	3	2	6	4	3	5	2
	100.0	72.7	45.5	27.3	27.3	18.2	54.5	36.4	27.3	45.5	18.2
5歳以上	12	5	8	3	1	1	4	5	2	2	2
	100.0	41.7	66.7	25.0	8.3	8.3	33.3	41.7	16.7	16.7	16.7
西和東	16	9	8	8	4	3	9	9	1	11	10
	100.0	56.3	50.0	50.0	25.0	18.8	56.3	56.3	6.3	68.8	62.5
中和東	30	9	11	3	5	4	11	8	5	3	7
	100.0	30.0	36.7	10.0	16.7	13.3	36.7	26.7	16.7	10.0	23.3
東和東	26	19	14	6	2	6	11	7	4	2	4
	100.0	73.1	53.8	23.1	7.7	23.1	42.3	26.9	15.4	7.7	15.4
湯船	4	2	4	0	0	0	2	0	0	4	0
	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0

回答数の少ない「その他」「特になし」「わからない」「無回答」は非表示。

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

3 すべての子どもたちが安心して育つための 安全な環境づくり

【現状と今後の方向性】

- 交通安全教育として、学校での交通安全指導、木津警察や地域委員などの協力による交通安全指導と体験活動（低学年：正しい歩行、中学年：自転車免許講習、高学年：交通安全）を行っています。
- 関係機関と「相楽東部広域連合通学路安全推進会議」を設置し、通学路を中心とした交通安全対策を協議しています。また、PTAで町内の危険箇所を掌握し、町に改善要望を行っています。
- 防犯活動として、各区で個人または老人クラブを中心に登下校パトロールや見守りを行っています。また、不審者情報はファックスにより小・中学校等関係機関へ配信しています。
- こども110番の家との協力体制の充実を図り、万一のために備えています。
- 学校の情報教育の一環として、情報モラルの指導（4・5・6学年）、学活や朝・終わりの会での情報マナー指導、講演「ネットの怖さ」（親子研修）などを実施しています。
- 中学校では非行防止教室等での携帯・インターネットによる犯罪に巻き込まれない等の学習を実施しています。
- 3.11大震災以降、連合教育委員会では児童生徒の防災意識を高めるため、「自ら判断し、自ら行動する力の育成」に力を注いでいます。
- アンケートでは、就学前児童、小学生でいずれも期待する子育て支援の上位に「子育てにおける経済的負担の軽減」と「子育てのための安心、安全な環境整備」を挙げています。
- 就学前児童と外出で困ること・困ったことは、「特に困ること・困ったことはない」が最も多いものの、「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」や「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪被害にあわないか心配」という意見もみられます。
- このように、「子育てのための安心、安全な環境整備」は、子どもが成長する環境として重要な分野です。
- 子どもを巻き込んだ事件・事故を可能な限りなくすことは、住民全員の願いです。子どもの人権を脅かす様々な問題の予防、早期発見、早期対応について関係機関の連携強化はもとより、子どもの安全を守る地域に向けて、町、保護者・住民、地域の全員で取り組む必要があります。
- 「子育てにおける経済的負担の軽減」という保護者の期待に応えるため、町の財政状況を踏まえた上で、できる限りの経済支援を継続することも必要です。

【施策・事業】

①子どもの交通安全を確保するための活動

方針	事業	内容
重点	交通安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校で交通安全教室を実施します。 ● 保育園児を対象とした交通安全教室を実施します。
重点	通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 「相楽東部広域連合通学路安全推進会議」を中心に、関係機関と連携して通学路を中心とした交通安全対策を実施します。 ● P T Aの改善要望に基づき、通学路の安全確保に係る施設整備を実施します。
継続	チャイルドシート等の着用啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 春・秋の交通安全週間を中心に、交通安全関係団体によるチャイルドシート、シートベルトの着用啓発街頭キャンペーンを実施します。
継続	チャイルドシートの貸与の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● チャイルドシート貸与を実施しています。

②子どもを事件や災害の被害から守るための活動

方針	事業	内容
重点	「こども 110 番の家」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の避難場所となる「こども 110 番の家」との協力体制の充実を図ります。
継続	防犯情報の配信	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙等による防犯知識等の情報提供を行います。 ● ファックスによる不審者情報を町が各公共施設に配信します。
継続	防犯パトロール等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども見守り隊ボランティア活動を推進します。 ● 住民、警察、防犯推進員、青少年育成委員会、保護司会との連携強化を図りながら、安全パトロールや街頭啓発等を実施します。
重点	携帯電話等による有害情報対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 多機能携帯電話やインターネットを通じた有害情報対策として、子どもと親に被害防止の指導を行い、家庭において子どもに持たせることについての判断や「使うときのルール」を決めるよう促します。 ● 児童生徒の携帯電話への過度の依存や、携帯電話を用いたネット上のいじめなどの防止・問題解決に取り組みます。

方針	事業	内容
継続	学校の防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校防災計画に基づき、定期的に学校防災に関する訓練及び取組を実施します。
重点	小・中学校スクールカウンセラー活用事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校などで悩んでいる児童・生徒に対して常に相談ができる環境を整えるため、スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心のケアを行います。
継続	被害にあった場合のケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と密接に連携を図り、解決や改善に向けて全力を尽くし、一人ひとりの子どもたちの命と心を守る取組を行います。

③各種手当・費用助成の実施

方針	事業	内容
継続	児童手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 0歳から中学校卒業までの児童を養育している人に対し児童手当を支給し、子育てを支援します。(所得制限あり)
継続	福祉医療（子育て支援医療費）助成制度の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの疾病の早期発見・治療に資するよう、また子育て家庭の負担軽減のため、0歳から中学校卒業までの医療費助成を今後も継続させます。
継続	子育て経済支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三子の保育料無料化の対象者を拡充します。
継続	小・中学校の就学援助（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な理由等によって学習に必要な文房具や靴などの購入に困っておられる保護者に対して、その費用の一部を援助します。
継続	児童扶養手当支給事業【実施主体は京都府】（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 父母の婚姻の解消などにより、父または母と生計を同じくしていないか、または父（母）が身体等に重度の障がいのある児童の母や母に代わってその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している人に対し児童扶養手当を支給し、子育てを支援します。(所得制限あり)
継続	福祉医療費（重度心身障害児（者））助成事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳未満の障害児（者）が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分を公費で助成することにより、障害児（者）の疾病の早期発見・治療及び負担の軽減を図ります。

方針	事業	内容
継続	福祉医療費（ひとり親家庭）助成事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳に到達した年度末日までの子どもとひとり親または養育者が、健康保険証を使って病院等で受診した場合の自己負担分を公費で助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。
継続	母子福祉資金の貸付【実施主体は京都府】（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子福祉資金の相談及び受付を行い生活安定の支援をします。（平成26年10月から父子にも拡大）

【アンケートでみる「望ましい子育て支援施策」】

- 望ましい子育て支援施策は、就学前児童、小学生でいずれも「子育てにおける経済的負担の軽減」と「子育てのための安心、安全な環境整備」を上位に挙げており、他の項目を大きく上回っています。

	合計	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進	子育てにおける経済的負担の軽減	子育てのための安心、安全な環境整備	地域における子育て支援	妊娠・出産の支援	若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進	健診など子どもの健康の支援	生命の大切さ、家庭の役割についての理解を促進させる施策
就学前	77	21	57	52	22	10	5	26	5
	100.0	27.3	74.0	67.5	28.6	13.0	6.5	33.8	6.5
小学生	115	26	69	70	29	5	21	28	11
	100.0	22.6	60.0	60.9	25.2	4.3	18.3	24.3	9.6

回答数の少ない「その他」「特にない」「わからない」「無回答」は非表示

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

【アンケートでみる「外出時に困ること」】

- 就学前児童のお子さんと外出で困ること・困ったことは、「特に困ること・困ったことはない」が3割と最も多いほか、「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪被害にあわないか心配」が続きます。

	合計	歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配	歩道の段差など、ベビーカー等の通行が困難	交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない	授乳する場所や必要な設備がない	オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない	小さな子どもの食事に配慮された場所がない	買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない	暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪被害にあわないか心配	周囲の人が子ども連れを迷わせるようにみる	困っているときに手を貸してくれる人が少ない	その他	特に困ること・困ったことはない	無回答
全体	77	21	12	10	11	19	12	16	20	1	3	1	25	4
	100.0	27.3	15.6	13.0	14.3	24.7	15.6	20.8	26.0	1.3	3.9	1.3	32.5	5.2
0歳	16	4	1	1	2	3	3	3	2	1	1	0	8	1
	100.0	25.0	6.3	6.3	12.5	18.8	18.8	18.8	12.5	6.3	6.3	0.0	50.0	6.3
1歳	11	3	1	2	2	2	1	1	4	0	0	1	2	2
	100.0	27.3	9.1	18.2	18.2	18.2	9.1	9.1	36.4	0.0	0.0	9.1	18.2	18.2
2歳	10	1	3	2	1	1	0	3	2	0	1	0	1	0
	100.0	10.0	30.0	20.0	10.0	10.0	0.0	30.0	20.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0
3歳	16	4	1	1	2	4	1	1	4	0	0	0	9	0
	100.0	25.0	6.3	6.3	12.5	25.0	6.3	6.3	25.0	0.0	0.0	0.0	56.3	0.0
4歳	11	4	3	2	3	7	4	5	5	0	0	0	1	0
	100.0	36.4	27.3	18.2	27.3	63.6	36.4	45.5	45.5	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
5歳以上	12	5	3	2	1	2	3	3	3	0	0	0	4	1
	100.0	41.7	25.0	16.7	8.3	16.7	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	33.3	8.3
西和東	16	4	1	2	3	5	2	5	6	1	2	0	4	1
	100.0	25.0	6.3	12.5	18.8	31.3	12.5	31.3	37.5	6.3	12.5	0.0	25.0	6.3
中和東	30	8	5	4	5	6	4	6	8	0	0	0	11	1
	100.0	26.7	16.7	13.3	16.7	20.0	13.3	20.0	26.7	0.0	0.0	0.0	36.7	3.3
東和東	26	8	4	1	3	8	6	5	5	0	1	1	8	2
	100.0	30.8	15.4	3.8	11.5	30.8	23.1	19.2	19.2	0.0	3.8	3.8	30.8	7.7
湯船	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

※上段は回答者数、下段は比率。網掛けは項目中の第1位

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。
- 次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

【庁内体制の整備】

- 各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療をはじめとする関係各課や教育委員会、関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。
- すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

【住民との協働の推進】

- 社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。
- 子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

【国・府との連携】

- 住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の点検・評価・改善

【子ども・子育て会議の運営】

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。
- この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

【計画の公表、住民意見の反映】

- 町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。
- あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

参考資料

1 諮問

5福祉第 434号

平成25年11月7日

和東町子ども・子育て会議
会長 南 昭治 様

和東町長 堀 忠雄

子ども・子育て支援に係る施策について（諮問）

標記ことについて、下記事項に関する意見を求めます。

記

- 1 （仮称）和東町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 子ども・子育て支援新制度実施に伴う、本町の施設等の認可・運営基準のあり方について
- 3 子ども・子育て支援新制度実施に伴う、本町の利用者負担について

2 答申

7子会第 2 号

平成27年3月4日

和束町長 堀 忠 雄 様

和束町子ども・子育て会議
会 長 南 昭 治

子ども・子育て支援に係る施策について（答申）

平成25年11月7日付け5福祉第434号で諮問のあった標記のことについて、本会議は審議の結果、別添のとおり答申します。

答申事項

和束町子ども・子育て支援事業計画（答申案）

子ども・子育て支援新制度実施に伴う、施設等の認可・運営基準

子ども・子育て支援新制度実施に伴う、利用者負担

なお、計画で示した基本理念、基本目標、施策が十分に尊重され、本町で生まれ育つ子どもと子育てを行う保護者にとって快適な教育・保育環境が提供されるよう、格段の配慮をしていただくよう、意見として附します。

3 和束町子ども・子育て会議条例

和束町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、和束町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年和東町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

和東町子ども・子育て会議委員	1回に付	2,000円
----------------	------	--------

4 和東町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	選出区分	役職	備考
早川 涼太	和東保育園保護者会の代表者		
飯田 則哉			
大谷 毅	和東小学校 PTA の代表者		～平成 26 年 3 月 31 日
福田 往可			平成 26 年 4 月 1 日～
岡西 純次	相楽東部広域連合教育委員会の代表者	副会長	～平成 26 年 3 月 31 日
竹谷 秀俊			平成 26 年 4 月 1 日～
関口 秀樹	相楽東部広域連合立和東小学校の代表者		
岡田 真里子	和東町立和東保育園の代表者		
藤寄 美貴子	京都府山城南保健所の代表者		～平成 26 年 3 月 31 日
貴志 彰			平成 26 年 4 月 1 日～
南 昭治	相楽医師会和東町班の代表者	会長	
中井 薫	和東町主任児童委員		
中川 桂子			

5 計画策定経過

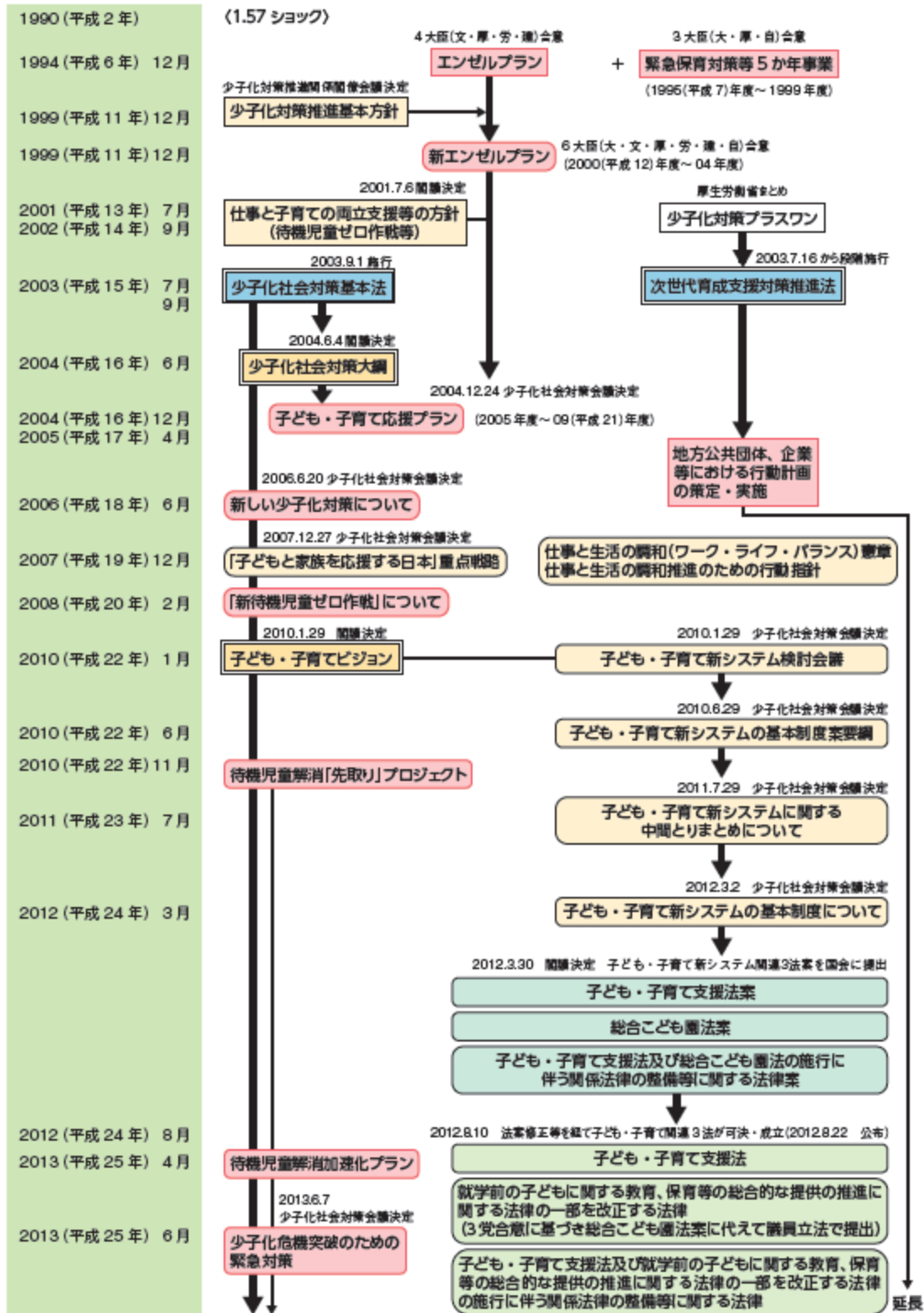
日付	事項	概要
平成 25 年 11 月 7 日	第 1 回 子ども・子育て会議	委嘱状交付 会長・副会長の選出 諮問 子ども・子育て会議の設置について 子ども・子育て支援新制度の概要及び計画策定の進め方について アンケート調査の内容について
11 月 22 日～12 月 6 日	アンケート調査	就学前児童の保護者、小学生の保護者の全員を対象に実施
平成 26 年 3 月 25 日	第 2 回 子ども・子育て会議	子ども・子育て会議の公開について 子育て支援の現状と課題について アンケート調査の結果報告について
9 月 10 日	第 3 回 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画（案）の検討について
平成 27 年 1 月 16 日～1 月 30 日	パブリックコメント	町ホームページ、関係施設にて閲覧
3 月 4 日	第 4 回 子ども・子育て会議	パブリックコメント結果報告 子ども・子育て支援事業計画（最終案）について 答申について
3 月 31 日	庁議	計画決定

6 用語説明

用語	定義・概要
か行	
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※認可は、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で家庭的保育者の居宅またはその他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育園をいう。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
子育て	子ども自身が自ら育つことを指すとともに、子どもの発達段階において児童健全育成の分野を指す表現としても用いられる。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める区長の付属機関）。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、この項で「法」という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
合計特殊出生率	女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計した数値で、代表的な出生力の指標。値は、女性がその年齢別出生率にしたがって子どもを生んだ場合、生涯に生む平均の子ども数に相当する。
さ行	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることである。

用語	定義・概要
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
食育	子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行う教育。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
た行	
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
は行	
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の教育標準時間の認定を受けた就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
や行	
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。</p> <p>設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>

7 少子化対策に関連する主な法律等



出典：内閣府 平成26年版少子化社会対策白書

■少子化社会対策基本法

- 平成15年9月、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために公布された。この少子化社会対策基本法に基づき、平成16年6月、「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。
- 大綱では、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変える3つの視点として、「I 自立への希望と力」「II (子育ての)不安と(働き方に関する)障壁の除去」「III 子育ての新たな支え合いと連帯—家族のきずなと地域のきずな—」を定めた。

■次世代育成支援対策推進法

- 次世代育成支援対策推進法は平成15年7月に成立し、平成27年3月31日までの時限立法として公布・施行された。
- 次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とし、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業者による行動計画の策定義務などを定めた。
- 平成20年12月に改正法公布。平成26年4月にさらに一部改正法が公布され、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長、次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定(特例認定)制度創設などが行われた。

■子ども・子育てビジョン(少子化社会対策基本法に基づく大綱)

- 平成22年1月、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として、閣議決定された。
- 基本的考え方は、「1 社会全体で子育てを支える」「2 「希望」がかなえられる」の2つであり、前者は「子どもを大切にする」「ライフサイクル全体を通じて社会的に支える」「地域のネットワークで支える」、後者は「生活、仕事、子育てを総合的に支える」「格差や貧困を解決する」「持続可能で活力ある経済社会が実現する」としている。
- また、3つの大切な姿勢として、「1 生命(いのち)と育ちを大切にする」「2 困っている声に応える」「3 生活(くらし)を支える」を掲げている。

■子ども・子育て支援法

- 平成24年8月、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定された。
- 3法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することである。
- 主な3つのポイントが「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設」「認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)」「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)」である。

■少子化危機突破のための緊急対策

- 平成 25 年 6 月、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚を構成員とする少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。
- 緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進することとされた。
- この少子化対策「3本の矢」により、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指す。

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針

- 平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が官民トップ会議において決定された。
- 憲章は、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」と「関係者が果たすべき役割」を提示した。
- 行動指針は、憲章の「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定め、さらに 2020（平成 32）年に向けた数値目標を設定している。

和束町子ども・子育て支援事業計画

発行：平成27年3月

編集：和束町 福祉課

〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14-2

電 話：0774-78-3001（代表）

ファックス：0774-78-2799（代表）

和束町ホームページ：<http://www.town.wazuka.kyoto.jp>